

人口、世帯数、出生数、就学前児童数の推移

◆人口・世帯数

表1 人口・世帯数の推移

各年度10月1日現在

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	356,167	359,689	361,877	365,587	369,441	370,365	371,753	372,948	375,522	378,485	381,024
世帯数	158,925	161,187	163,064	165,540	168,328	169,790	171,500	173,280	175,466	178,479	181,607

資料：総務室・市民課

注：外国人を含む住民基本台帳の人口です。

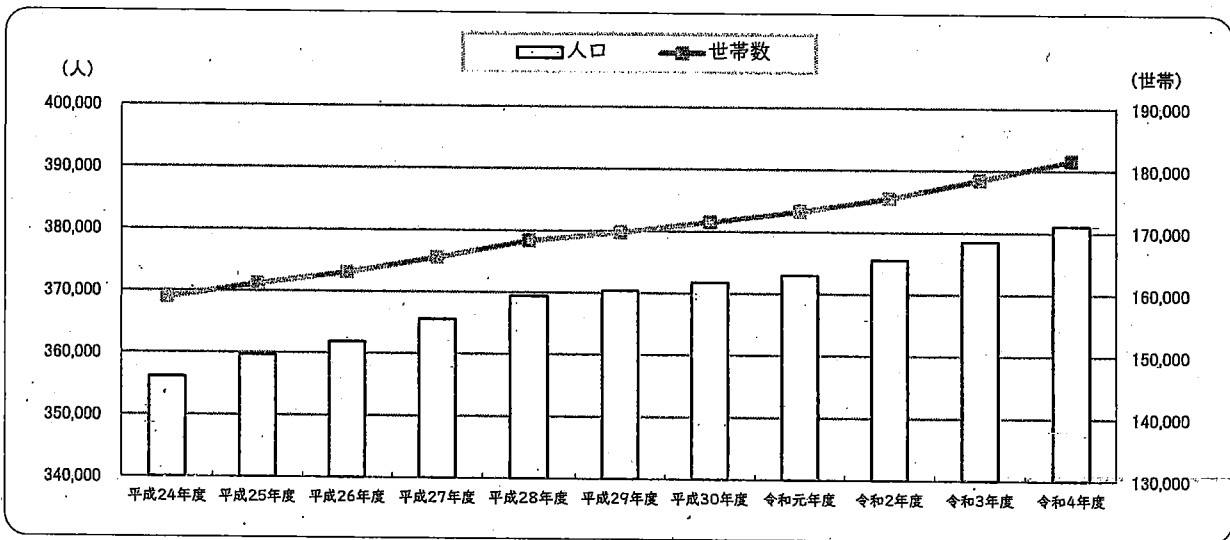


図 人口・世帯数の推移

◆出生数

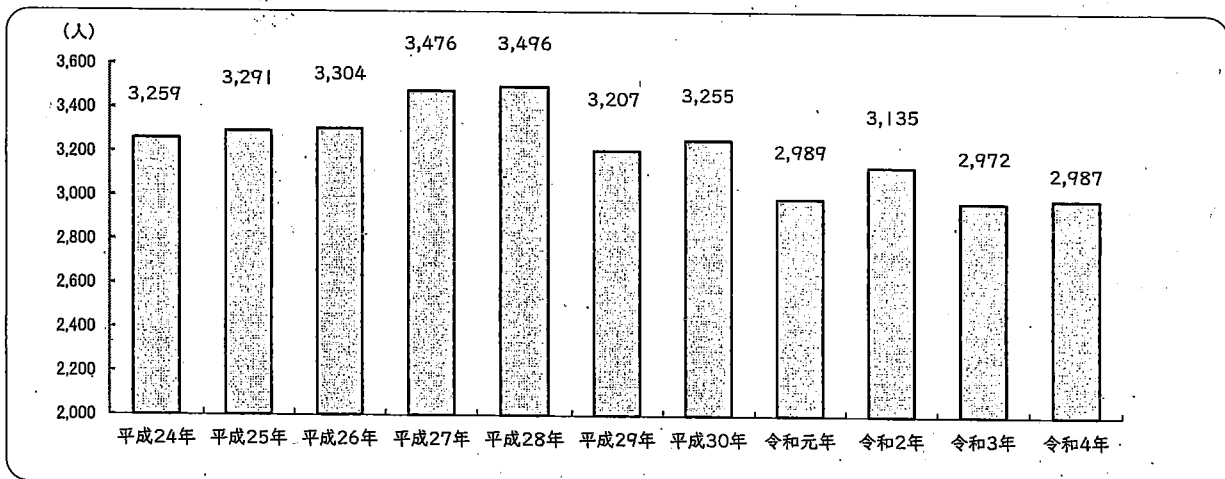


図 出生数の推移

資料：総務室・市民課

◆就学前児童数

表 児童数の推移（6歳未満・3歳区分）

各年度4月1日現在

年齢区分（歳）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～2 （人）	10,701	10,375	9,957	9,742	9,628	9,444	9,350
3～5 （人）	10,798	10,853	10,979	11,085	10,841	10,481	10,128
0～5 （計） （人）	21,499	21,228	20,936	20,827	20,469	19,925	19,478

資料：子育て政策室・市民課

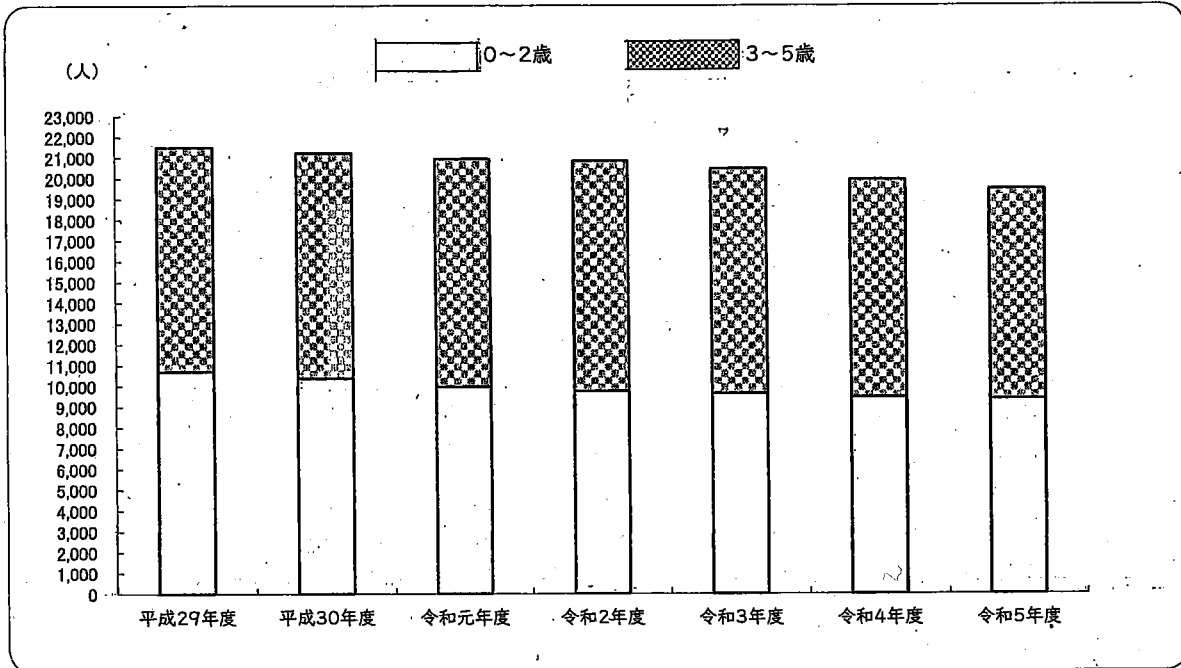


図 児童数の推移（6歳未満・3歳区分）

保育所等数、入所定員、入所児童数、保育所待機児童数の推移

◆保育所等

表 保育所等数・入所定員・入所児童数の推移

各年度4月1日現在

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等数 (か所)	総数	89	102	106	110	112	117	118
	公立	21	25	24	23	23	25	24
	私立	68	77	82	87	89	92	94
入所定員 (人)	総数	6,268	6,863	7,149	7,370	7,515	7,867	8,015
	公立	2,247	2,360	2,117	1,997	1,997	2,087	1,975
	私立	4,021	4,503	5,032	5,373	5,518	5,780	6,040
入所児童数 (人)	総数	6,532	6,886	7,216	7,566	7,539	7,710	7,866
	公立	2,332	2,280	2,137	2,064	2,049	2,024	1,948
	私立	4,200	4,606	5,079	5,502	5,490	5,686	5,918

資料：保育幼稚園室

注：私立は市外保育所含む。

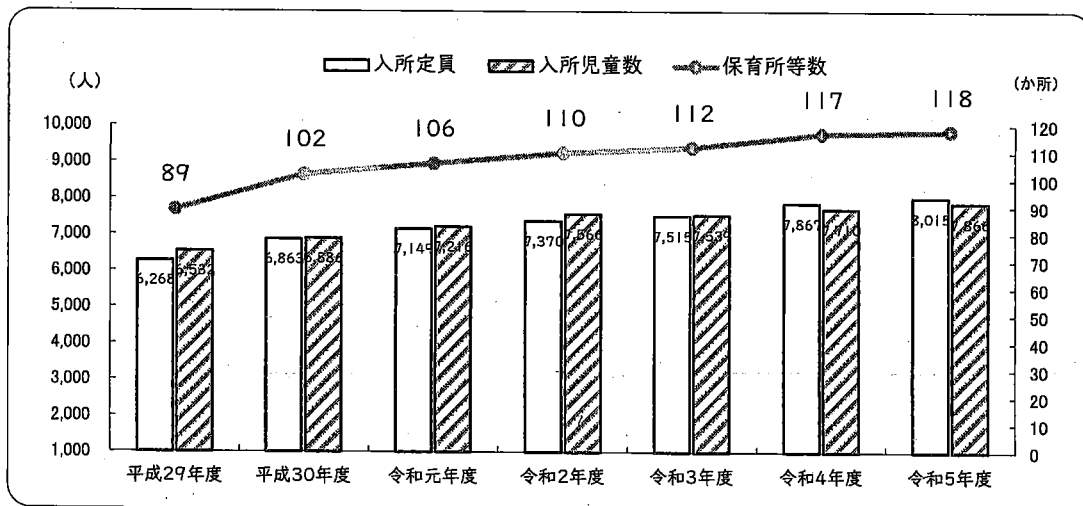


図 保育所等の状況

各年度4月1日現在

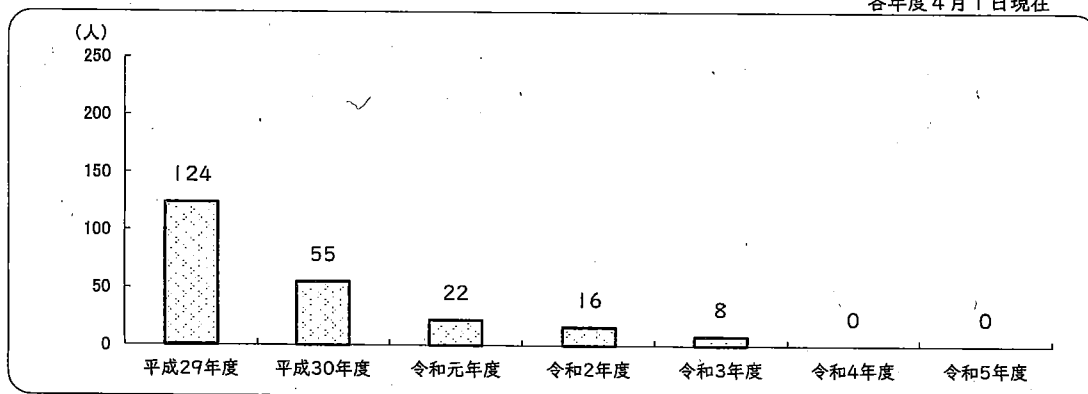


図 保育所待機児童数の推移

資料：保育幼稚園室

1111

吹田市公立保育所民営化実施計画

吹 田 市

- ◆1ページの「1 はじめに」を平成28年(2016年)5月に改訂しました。
- ◆10ページ及び13ページの民営化時期は、平成27年(2015年)8月に下記のとおり変更しました。

民営化時期	民営化保育所名
平成30年(2018年)4月1日	南保育園
平成31年(2019年)4月1日	吹田保育園及び藤白台保育園
平成32年(2020年)4月1日	岸部保育園及び西山田保育園

目 次

- 1 はじめに
 - 2 民営化実施の基本的な考え方
 - (1) 民営化の手法
 - (2) 民営化後の事業主体
 - (3) 民営化移行準備期間の設定
 - (4) 民営化園の発表と保護者説明会
 - (5) 事業者の選定方法
 - (6) 三者懇談会の設置
 - (7) 合同保育と引継ぎ保育
 - (8) 民営化移行準備期間における市の役割
 - (9) 財産
 - (10) 民営化後の保育所運営に関する条件
 - (11) 民営化後の市の責任と支援体制
 - 3 民営化する保育所選定の基本的な考え方
 - (1) 民営化園選定基準
 - (2) 実施年次選定基準
 - (3) 選定の基本的な考え方に基づいた民営化園の選定と年次計画
- 参考資料 民営化対象保育所の選定表
待機児童解消アクションプランに係る概算予算額

1 はじめに

本市は、子どもの権利条約の趣旨を尊重し、家庭や地域社会の援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現する、すべての子どもが健やかに育つまちづくりを進めてきたところです。

ここに本市はその基本方向に沿って、「質を低下させることなく、量を確保する」保育政策を進める立場を明確にさせていただきます。

その上で、なぜ今公立保育所の一部を民営化するのかという点について、本市が希求する、「健康で安心して暮らせるまちづくり」という理念に基づいた「保育」のあるべき姿をこれからも財政的根拠を持って守り育むための方策である、ということをお理解いただければなりません。

このような考えに基づき、行政の維新プロジェクトの一環で平成25年(2013年)9月に市全体の予算支出を削減する「手段」として策定した民営化実施計画について、その「目的」を本市がこれまで進めてきた保育政策の方向性と整合する観点から改めて整理し確認するものです。

平成27年(2015年)からの「吹田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき中長期的に保育力を整備する一方で、近年の急激な保育ニーズの高まりに対応するため、平成28年(2016年)4月に「待機児童解消アクションプラン」を策定し緊急及び短期の対策を講じることを明らかにしました。

保育環境の継続的な維持・充実は自治体の基本的な責務であることから、これらのプログラムを計画的に推進するための具体的な財源確保策についても示す必要があります。すなわち保育に必要な全ての児童を受け入れるために、本計画で示した公立保育所5園の民営化を実施し、その財源の一部とさせていただきます。

最後に、今後も保育の質を低下させることのない保育行政を推進することをお約束します。

【本計画の策定経過】

平成23年11月	5園程度のアウトソーシング推進方針を政策決定
平成24年2月	「吹田市アウトソーシング推進計画」策定(公立保育所5園の民営化計画公表)
平成24年6～12月	「吹田市公立保育所のあり方懇談会」を開催し意見聴取
平成25年6～9月	「吹田市公立保育所民営化庁内検討会議」及び「吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議」開催
平成25年9月	「吹田市公立保育所民営化実施計画」策定
平成28年5月	民営化の目的を財政健全化から保育環境の継続的な維持・充実に見直し、計画の「はじめに」を書き換え

2 民営化実施の基本的な考え方

(1) 民営化の手法

公立保育所を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体を共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

本市においては、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、私立保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」とします。

(2) 民営化後の事業主体

保育所の運営は、平成12年(2000年)に規制緩和され、さまざまな事業者の参画が可能となっています。そうしたなか、民営化後の事業主体は、保育所もしくは認定こども園または幼稚園の運営に実績があり、保育内容の継続・向上ができ、保育内容の安定性を確保できる民間事業者とします。

(3) 民営化移行準備期間の設定

民営化園の発表から民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引き継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。また、民営化移行準備には、十分な期間を設けます。

ア 民営化園の発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行います。

イ 民営化園の発表から民営化実施までの期間は、最低2年を設けます。

ウ 事業者決定から民営化実施までの期間は、最低1年半を設けます。

(4) 民営化園の発表と保護者説明会

民営化園の発表後、速やかに当該園の保護者に対し説明会を実施します。また、当該園の保護者には民営化に関するアンケートも実施します。

(5) 事業者の選定方法

事業主体となる民間事業者の選定については、公募によるものとし、当該園の保護者代表を含めた選定委員会を設置し、事業者を選定します。

ア 事業者募集

(7) 事業者募集は、公募とし、企画提案型(プロポーザル)により選定します。

(4) 公募情報は、市ホームページなどで広く周知します。

(9) 公募要領は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとします。

イ 事業者選定

(7) 選定にあたり、学識経験者、当該園の保護者代表などを含めた選定委員会を設置します。

(4) 事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを審査します。

(9) 選定基準は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとします。

ウ 事業者の決定・公表

事業者の決定については、当該園の保護者だけでなく、広く市民に公表します。民営化実施までに最低1年半を設け、民営化実施の前年度の4月1日入所を対象とする入所申込一斉受付開始までに周知します。

エ 協定の締結

(7) 市と事業者で協定の締結を行います。

(4) 協定の内容は、民営化移行準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割の確認等とします。

(6) 三者懇談会の設置

市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ります。

(7) 合同保育と引継ぎ保育

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、民営化前に合同保育を実施し、また民営化後に引継ぎ保育を行います。

ア 合同保育

(7) 合同保育では、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が当該園に入り保育等を行います。

(4) 合同保育期間中に事業者側に係る費用については、市は助成による支援を検討します。

イ 引継ぎ保育

(7) 引継ぎ保育では、民営化後に、当該園に勤務していた施設長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し事業者からの相談等に応じ、保育の引継ぎを行います。

(4) 引継ぎ保育では、協定等に従い適切な保育が行われているかを確認します。

(8) 民営化移行準備期間における市の役割

市は民営化移行準備期間において、協定等に従い移行準備が適正に実施されているか進行管理を行い、必要に応じて事業者に対し、研修等必要な支援を行います。

(9) 財産

土地は有償賃貸、建物・備品等は有償譲渡を基本としながらも、土地については賃貸料が高額になること、また、建物等については建設から相当年数が経過していることもあり、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額、無償、助成等必要な対応を検討します。

(10) 民営化後の保育所運営に関する条件

民営化に伴う保育環境の変化を最小限にするとともに、保育所としての役割を果たすことができるように、以下の条件を公募要領や協定書に定めるものとします。

ア 関係法令等の遵守

イ 開所時間と開所日

(7) 開所時間は、午前7時から午後7時までの12時間とすること。

(4) 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。

(9) ただし、上記(7)(4)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

ウ 定員及び受入年齢

(7) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。

(4) 0歳児（原則として生後8週目以降）から5歳児までを受け入れること。

エ 職員配置

(7) 保育士の人数については、協定書に定める配置基準以上とすること。

(4) 保育士の経験年数に配慮すること。

(9) 専任の看護師を常勤で配置するよう努めること。

オ 特別保育事業

(7) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。

(4) 発達に特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

カ 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

キ 給食

- (7) 給食は、自園調理方式を採用すること。
- (4) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

ク 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。

ケ 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

コ 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

サ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。

シ 保護者との懇談、苦情解決等

- (7) 保護者との懇談会を定期的に開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。
- (4) 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。

ス 臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に当該園に雇用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、当該園での引き続きの雇用を検討すること。

(11) 民営化後の市の責任と支援体制

民営化後も、市・当該園の保護者代表・事業者との三者懇談会を一定期間継続します。保護者と事業者の間で問題が生じた場合は、市が調整役をはたします。また、民営化後の保育内容の確認を行い、公表します。

ア 民営化後の三者懇談会の継続

- (7) 民営化後も引き続き、市・保護者代表・事業者の三者懇談会を継続します。
- (4) 保護者と事業者間で、民営化園の運営に関する問題が生じた場合は、三者懇談会で解決を図ります。
- (9) 三者懇談会の設置期間は、原則として民営化移管の5年後までとします。

イ 民営化園の評価

- (7) 市は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育状況等を確認し公表します。
- (4) 事業者は民営化後1年以内の福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付け、第三者の視点により評価を実施し公表します。

3 民営化する保育所選定の基本的な考え方

(1) 民営化園選定基準

本市には公立保育所は18園あり、市域に広く配置されています。

民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、地域の子育て支援の地域拠点としての機能などを考慮し、まず公立保育所が市域に適正に配置されることを最も重視するものとします。そのうえで、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定することとします。

ア 選定基準1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

- (ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置する。
- (イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置する。

イ 選定基準2

民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断する。

- ① 地域の人口が多いこと
- ② 地域の就学前児童数が多いこと
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと
- ④ 園児の充足率が高いこと
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとする。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化園の選定と年次計画

参考資料「民営化対象保育所の選定表」のとおり、民営化する保育所及び実施時期については、以下のとおりとします。

民営化時期	民営化保育所名
平成30年(2018年)4月1日	南保育園
平成31年(2019年)4月1日	吹田保育園及び藤白台保育園
平成32年(2020年)4月1日	岸部保育園及び西山田保育園

參考資料

民営化対象保育所の選定表

(1) 民営化園選定基準

ア 選定基準1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

(ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置します。

(イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置します。

6ブロック地域名	区分	公立保育所名	判断
千里ニュータウン・万博・阪大	北	藤白台 北千里	選定基準2で選定
	南	南千里	
山田・千里丘	山田	山三 西山田	選定基準2で選定
		千里丘	
千里山・佐井寺	千里山・春日	千里山	選定基準1の(ア)により民営化対象外
		千三	選定基準1の(ア)により民営化対象外
片山・岸部	片山	片山	選定基準1の(イ)により民営化対象外
	岸部	ことぶき 岸部	選定基準2で選定
豊津・江坂・南吹田	豊津・江坂	垂水	選定基準1の(イ)により民営化対象外
	吹二・吹南	南 いずみ	選定基準2で選定
JR以南	東	吹田 東	選定基準2で選定
		吹一	
	西	吹一 吹六	

選定基準1の(ア)により、千里山・佐井寺地域は公立保育所が少ないため、当該ブロックからは民営化園は選定せず、他の5ブロックから1園ずつ選定することとします。さらに、各ブロックを2つの地域に分けて、地域に1園である南千里、山田、千里山、千三、片山、垂水の各保育所は民営化対象外とします。残る保育所から、選定基準2において民営化園を選定します。ただし、JR以南地域は、(ア)(イ)において選定できないため、4園中から選定基準2で1園を選定します。

イ 選定基準2

民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断します。

- ① 地域の人口が多いこと (小学校区)
- ② 地域の就学前児童数が多いこと (小学校区)
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと (小学校区の直近5年推移)
- ④ 園児の充足率が高いこと (直近5年平均)
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること (市内120名定員の私立保育所の平均である約1,363㎡に近いこと)

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	②就学前 児童数 単位:人	③就学前児 童数推移 単位:%	④園の 充足率 単位:%	⑤今後の開 発見込み数 単位:戸	⑥園の敷地 面積 単位:㎡	判断
藤白台				95			民営化
北千里	9,584	379	△12		247	3,866	
山三	8,704		△22	100		2,474	
西山田		411					民営化
ことぶき	7,641	289	△17		20	2,643	
岸部				101			民営化
南							民営化
いずみ	9,004	332	△5	96	44	2,122	
吹田			△12	95			民営化
東	8,681	271	△20	84	0	1,326	
吹一	8,089	250	△9		0	1,054	
吹六	6,539	288		93	0	1,313	

同一区分内で選定基準2と補足的な選定基準において判断すれば、民営化した場合より安定的・継続的な運営が期待できる、藤白台、西山田、岸部、南、吹田の5園を民営化園と判断しました。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	A 5園 中の 順位	②就学前 児童数 単位:人	B 5園 中の 順位	③就学前 児童数推 移 単位:%	C 5園 中の 順位	④園の充 足率 単位:%	D 5園 中の 順位	⑤今後の 開発見込 み数 単位:戸	E 5園 中の 順位	⑥園の敷 地面積 単位:m ²	F 5園 中の 順位	A~F の 合計	民営 化の 順位
藤白台	10,567	3	468	4	△8	3	95	4	680	1	1,836	3	18	3
西山田	9,837	4	411	5	△14	5	103	2	0	5	2,311	5	26	5
岸部	9,024	5	607	2	50	1	101	3	22	4	2,042	4	19	4
南	12,980	1	909	1	5	2	108	1	276	2	1,101	2	9	1
吹田	11,849	2	506	3	△12	4	95	4	23	3	1,349	1	17	2

P13

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化の年次計画

民営化時期	民営化保育所名
平成30年(2018年)4月1日	南保育園
平成31年(2019年)4月1日	吹田保育園および藤白台保育園
平成32年(2020年)4月1日	岸部保育園および西山田保育園

待機児童解消アクションプラン（平成28年度～平成30年度）に係る概算予算額

平成28年4月14日時点（単位：億円）

		実施年度			イニシャルコスト		ランニングコスト		小計		
		H28	H29	H30	歳出額	うち一般財源	歳出額	うち一般財源	歳出額	うち一般財源	
A 保育の受皿拡大策	1	私立保育所開設・増築による定員増(約360人)	○	○	○	2.5	0.2	6.8	2.7	9.3	2.9
	2	小学校敷地の活用		○	○	2.0	2.0	1.2	1.2	3.2	3.2
	3	市有地等の活用(約310人)	○	○	○	4.4	0.6	6.5	2.2	10.9	2.8
	4	小規模保育事業所の設置(約565人)	○	○	○	1.7	0.2	22.8	7.7	24.5	7.9
B 認定こども園化促進等	5	私立幼稚園から認定こども園への移行促進(約515人)		○	○	10.0	4.4	1.4	0.5	11.4	4.9
	6	市立幼稚園の認定こども園化及び拡充(約400人)	○	○	○	3.9	3.2	3.6	2.3	7.5	5.5
	7	市立認定こども園用バス送迎ステーションの設置		○	○	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3
C 人材確保策	8	私立保育所等の保育士確保に係る支援	○	○	○	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	0.9
	9	ハローワーク等との連携による保育士確保策 私立保育所等の保育士確保に係る支援	○	○	○	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計			9.0	25	33.7	24.5	10.6	43.5	17.8	68.0	28.4

※ 概算予算額は、待機児童解消アクションプラン策定時に、事業全体のおおよその予算規模を把握するため算出したものです。

公立保育所民営化園保護者説明会等の開催状況

資料 4

	日時	時間	曜日	園名	参加人数
1	平成25年9月27日	19:00	金	南保育園	55
2	平成25年11月27日	19:00	金	南保育園(2回目)	41
3	平成26年1月25日	13:00	土	南保育園(3回目)	26
4	平成26年3月7日	19:00	金	南保育園(4回目)	27
5	平成26年4月2日	11:00	水	南保育園(報告)	
6	平成26年6月25日	19:00	水	南保育園(5回目)	24
7	平成27年3月3日	19:00	火	南保育園(6回目)	21
8	平成27年4月2日	11:00	水	南保育園(報告)	
9	平成27年6月13日	10:00	土	南保育園(市長懇談)	45
10	平成27年8月20日	19:00	木	南保育園(7回目)	25
11	平成27年11月17日	19:00	木	南保育園(8回目)	39
12	平成27年12月7日	19:00	月	南保育園(9回目)	23
13	平成28年4月2日	11:00	土	南保育園(報告)	
14	平成28年4月6日	18:00	水	南保育園(10回目)	21
15	平成29年4月4日	8:45	火	南保育園(報告)	
16	平成25年10月5日	18:00	土	吹田保育園	40
17	平成25年12月6日	18:30	金	吹田保育園(2回目)	23
18	平成27年9月25日	18:45	金	吹田保育園(3回目)	48
19	平成28年2月6日	18:00	土	吹田保育園(4回目)	26
20	平成28年6月25日	10:00	土	吹田保育園(5回目)	27
21	平成28年8月20日	10:00	土	吹田保育園(6回目)	17
22	平成29年4月4日	10:30	火	吹田保育園(報告)	
23	平成30年4月3日	9:45	火	吹田保育園(報告)	
24	平成25年10月12日	18:00	土	藤白台保育園	74
25	平成25年12月7日	18:00	土	藤白台保育園(2回目)	38
26	平成27年9月26日	18:30	土	藤白台保育園(3回目)	38
27	平成28年2月13日	18:00	土	藤白台保育園(4回目)	25
28	平成29年4月2日	11:00	土	藤白台保育園(報告)	
29	平成28年6月11日	13:00	土	藤白台保育園(5回目)	31
30	平成29年4月4日	10:30	火	藤白台保育園(報告)	
31	平成30年3月10日	17:00	土	藤白台保育園懇談会(報告)	
32	平成30年4月3日	10:00	火	藤白台保育園(報告)	

	日時	時間	曜日	園名	参加人数
33	平成25年10月26日	19:00	土	西山田保育園	42
34	平成26年1月25日	19:00	土	西山田保育園(2回目)	23
35	平成26年3月1日	17:00	土	西山田保育園(3回目)	15
36	平成27年10月24日	19:00	土	西山田保育園(4回目)	53
37	平成28年10月29日	19:00	土	西山田保育園(5回目)	40
38	平成29年2月25日	19:00	土	西山田保育園(6回目)	21
39	平成29年4月4日	11:00	火	西山田保育園(報告)	
40	平成29年10月12日	19:30	木	西山田保育園 保護者懇談会(1歳児)	8
41	平成29年10月18日	19:00	水	西山田保育園 保護者懇談会(2歳児)	17
42	平成29年10月27日	19:00	金	西山田保育園 保護者懇談会(0歳児)	6
43	平成30年4月3日	9:00	火	西山田保育園(報告)	
44	平成31年4月2日	10:00	火	西山田保育園(報告)	
45	平成25年10月19日	19:00	土	岸部保育園	46
46	平成25年12月21日	18:30	土	岸部保育園(2回目)	15
47	平成28年1月30日	19:00	土	岸部保育園(3回目)	31
48	平成28年9月10日	19:00	土	岸部保育園(4回目)	48
49	平成29年2月17日	20:00	金	岸部保育園 保護者懇談会(0歳児)	8
50	平成29年2月22日	20:00	水	岸部保育園 保護者懇談会(1歳児)	17
51	平成29年4月4日	10:00	火	岸部保育園(報告)	
52	平成30年4月3日	9:00	火	岸部保育園(報告)	
53	平成31年4月2日	8:30	火	岸部保育園(報告)	
54	令和元年7月30日	18:30	火	岸部保育園 説明会(1回目)	23
55	令和元年8月3日	18:30	土	岸部保育園 説明会(2回目)	38
56	令和元年8月23日	18:30	金	岸部保育園 説明会(3回目)	13
57	令和元年8月28日	18:30	水	岸部保育園 説明会(4回目)	4
58	令和2年2月15日	18:30	土	岸部保育園 説明会(5回目)	16

吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領
（令和5年（2023年）4月1日移管分）

吹田市は、「吹田市公立保育所民営化実施計画」に基づき、民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者（以下「移管先」という。）を募集します。

1 移管する保育所と所在地等

保育所名	吹田市立岸部保育園
所在地（住居表示）	吹田市岸部北2丁目2番2号
定員	112人
開所年月日	昭和47年5月1日
敷地面積	2,042.88㎡
建物構造・建築年次	RC造 2階建 昭和47年建築
建物面積	556.49㎡
園庭面積	800㎡

2 移管実施日

令和5年（2023年）4月1日

3 応募資格

- (1) 令和2年4月1日時点において下記のすべての条件を満たすこと。
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という。）を北摂地域（本市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、摂津市及び箕面市）にて、現に運営している社会福祉法人または学校法人であること。
 - イ 開設の届出日から3年以上、保育所等を現に運営していること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熟意と識見を有する事業者であること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する事業者であること。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）第7条第1項第2号に基づき、移管先になろうとする者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

4 移管方法

- (1) 保育所用地について
吹田市立岸部保育園の保育所用地は大阪府が所有しています。移管先は、移管実施日から10年間、大阪府から毎年度の行政財産使用許可を受ける必要があります。移管後10年間経過した後は、大阪府と保育所用地の買い取り等について協議を行うこととします。市は、移管先に対して移管後10年間使用料相当額を助成する予定です。
なお、令和2年度の使用料は年額5,602,900円（使用料は毎年度改定されます。）です。使用料については、前年度中に全額を大阪府に納付しなければなりません。
- (2) 保育所建物等について
市は、移管先に既設保育所建物やプール、遊具、備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、無償で譲渡します。
- (3) 保育所の使用用途について
使用許可を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく

保育所の用途以外に使用できません。

(4) 建物等についての譲渡手続きについて

無償譲渡を受けた建物等については、移管先が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先の基本財産に編入するものとします。

(5) 土地及び建物等の維持管理について

移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先が責任をもって自己負担で行うものとします。

5 移管条件

(1) 保育所運営について

児童福祉法等の関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき保育を行うこと。また、移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、別紙 1「保育所運営に関する条件」に定めた項目を履行し、移管先自らが移管を受ける保育所の運営を行うこと。

(2) 保育内容等の引継ぎについて

園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、別紙 2「合同保育と引継ぎ保育について」に基づき、移管前に合同保育を実施するとともに、移管後に引継ぎ保育を行うこと。

(3) 三者懇談会について

移管先決定後、市・保護者代表・移管先による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ること。

三者懇談会の設置期間は、原則として、移管の 5 年後までとし、三者懇談会の三者のうち、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当該懇談会を開催できるものとするほか、懇談会の運営方法等については三者で協議するものとします。

(4) 民営化園の評価及び民営化効果の検証について

市が民営化後 1 年以内に実施する保護者アンケート等により、移管先の保

育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力すること。

民営化後概ね 1 年以内に福祉サービス第三者評価事業の受審を進めること。また、評価結果を公表すること。

(5) 保育所名、クラス名について

保育所名については、「岸部保育園」の名称を残すこと。また、クラスについても現在、使用しているクラス名を残すこと。

6 審査等

(1) 移管先の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを別紙 3「移管先選定に係る審査項目」に沿って以下のとおり吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査します。

ア 書類審査

提出書類の審査を行います。応募多数のときは、書類審査により事業者数を限定することとします。

イ 実地調査及び面接調査

応募事業者が現在運営している保育所等への視察及び面接による審査を行います。面接時に審査項目について応募事業者から企画提案を受けることとします。

ウ 最終審査

提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し、選定委員会が、移管先を選定します。また、選定事業者に次いで高い評価を得た事業者を次点事業者とします。なお、次点事業者の資格は移管実施日の 1 年半前までとします。

※ 選定事業者名については、最終審査終了後に本市ホームページ等で公開を予定しています。

(2) 市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先と移管に関する協定書を締結します。

7 応募の手続等

(1) 申込書等の配布

ア 配布期間

令和3年2月5日(金)から令和3年2月26日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

イ 配布場所

吹田市児童部子育て政策室政策グループ

なお、申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会ならびに吹田市立岸部保育園見学会

応募する事業者は、必ず説明会には参加してください。

ア 日時

令和3年2月14日(日) 午後1時から

イ 場所

吹田市立岸部保育園 2階遊戯室

- ※ 岸部保育園遊戯室にて説明会を行い、終了後に見学会を実施します。
- ※ 保育所には駐車場がありませんので、近隣の駐車場を御利用ください。
- ※ 見学会は希望が多数の場合、日程調整をすることがあります。
- ※ 説明会ならびに見学会への参加申込は、「説明会ならびに見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和3年2月10日(水)午後5時30分までに吹田市児童部子育て政策室政策グループまでE-mailまたはFaxでお申込みください。(受付後に確認の御連絡をいたします。)
- ※ 説明会ならびに見学会への参加は、1事業者につき2人以内といたします。
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用と施設の出入時には、消毒の徹底をお願いいたします。また、来園前に体温が37.5度以上ある場合、または、呼吸器症状がある場合は参加を中止し、参加人数や参加者の変更等を当日の午前10時までに児童部子育て政策室までご連絡ください。

※ 審査までの現地確認は、本見学会のみですので御注意ください。

(3) 質問書の提出及び回答

ア 提出期間

令和3年2月5日(金)から令和3年2月17日(水) 午後5時30分まで

イ 提出方法

「応募に係る質問書」に質問事項を記入し、E-mailまたはFaxにて提出してください。

ウ 提出先

E-mail hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp

Fax 06-6368-7349

(吹田市児童部子育て政策室政策グループ)

エ 回答

質問に対する回答はホームページにて公開します

(4) 申込書等の受付

ア 受付期間

令和3年2月18日(木)から令和3年2月26日(金)の
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

イ 受付場所

吹田市児童部子育て政策室政策グループ

ウ 提出書類

別紙「吹田市立岸部保育園の移管を受ける事業者申込書」及び
同申込書に定める各種書類

エ 提出部数

15部(正本1部、写し14部)

- ※ 上記、受付期間経過後は受け付けません。ただし、受付期限までに応募がなければ、1週間程度受付期限を延長する場合があります。
- ※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受け付けはしません。

- ※ 事前に本市に提出日及び提出時間の電話連絡が必要です。
- ※ 資料等の追加を依頼することがあります。
- ※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。
- ※ 受付後に、申請を辞退する場合は、別紙「辞退届」が必要です。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、吹田市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- (3) 移管にあたっては、吹田市長の保育所設置認可を得ることとし、設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽、不正があった場合や応募者及び応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、その他不正な行為があった場合は、失格となることがあります。
- (5) 選定後において天災などのやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断で計画の変更を行うことはできません。違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先は責めを負うこととなります。
- (6) 保育所を民間に移管する場合、市議会の承認が必要になります。万が一、市議会の承認が得られなかった場合には移管は延期または中止しますが、それに伴い移管先が損害を被った場合でも市は責めを負いません。
- (7) 私立保育所等に対する主な助成制度については、「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」(参考資料1)を、合同保育に対する助成制度については、「吹田市公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付要領」(参考資料2)を、福祉サービス第三者評価受審に対する助成制度については、「吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付要領」(参考資料3)を参照してください。
- (8) その他、必要な事項は別に定めます。

9 移管スケジュール (予定)

- 令和3年3月 移管先決定、協定書締結
- 令和3年4月 三者懇談会設置
- 令和4年4月 合同保育開始
- 令和5年4月 移管先による運営開始、引継ぎ保育開始

10 問合せ先

吹田市 児童部 子育て政策室 政策グループ
住 所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
電 話 06-6384-3104 (直通)
F a x 06-6368-7349
E-mail hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp

保育所運営に関する条件

移管後の運営に関して必要な条件は以下のとおりとし、協定書に定めることとします。

- 1 関係法令等の遵守
関係法令等を遵守すること。
- 2 保育内容の継続
現行の年間行事等を含めた保育内容を継続すること。
「岸部保育園の定員、在園児童数及び職員体制(令和2年度)」(参考資料4)、
「吹田市立保育園の保育内容及び運営について」(参考資料5)、「吹田市立保育園の一日」(参考資料6)、「令和2年度(2020年度)岸部保育園保育内容(抜粋)」(参考資料7)を参照。
- 3 開所時間と開所日
 - (1) 開所時間は午前7時から午後7時までとすること。
 - (2) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く月曜日から土曜日とすること。
 - (3) ただし、(1)(2)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。
- 4 定員及び受入年齢
 - (1) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。
 - (2) 0歳児(原則として生後8週目以降)から5歳児までを受け入れること。
- 5 職員配置
 - (1) 保育士の人数については以下に定める配置基準以上とすること。

- ア 0歳児クラス 乳児3人に対し保育士1人
 - イ 1歳児クラス 乳児5人に対し保育士1人
 - ウ 2歳児クラス 幼児6人に対し保育士1人
 - エ 3歳児クラス 幼児20人に対し保育士1人
 - オ 4歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
 - カ 5歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
- (2) 施設長については保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。
 - (3) 当該園での保育士の構成は3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験のある主任保育士等を必ず配置すること。
 - (4) 専任の看護師を常勤で配置すること。
- 6 特別保育事業
 - (1) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。
 - (2) 発達を支援する必要がある幼児を「吹田市発達支援保育実施要領」(参考資料8)の規定により民営化前と同様に受け入れること。
- 7 地域支援事業
園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。
- 8 給食
 - (1) 給食は、自園調理方式を採用すること。
 - (2) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。
- 9 健康診断
関係法令等の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

10 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

(「徴収費用一覧」(参考資料9)を参照。)

11 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

12 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

13 安全対策

朝夕の園門周辺の見守りや来訪者に対応する安全管理員等を配置すること。

14 保護者との懇談、苦情解決等

- (1) 保護者との懇談会を定期的に開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組み(「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置)を整備すること。

15 会計年度任用職員の継続雇用について

民営化前に雇用されていた会計年度任用職員が民営化後も就労を希望する場合は、園児への保育環境への変化を最小限に留める観点から引続き雇用を検討すること。

合同保育と引継ぎ保育について

1 合同保育と引継ぎ保育の概要

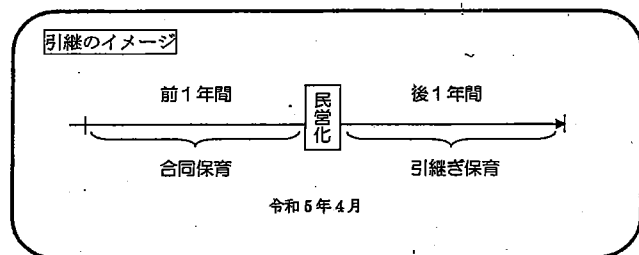
民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、民営化前に合同保育を実施します。また、民営化後には引継ぎ保育を実施し、保育業務の移行が円滑に行えるようにします。

(1) 合同保育

民営化の1年前から、段階的に移管先の保育士等が当該園にて保育を行います。

(2) 引継ぎ保育

民営化後に当該園に勤務していた園長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し、引継ぎ保育に参加し、協定等に従った適切な保育が行われているかの確認を行います。



2 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施手法

合同保育については令和4年4月から令和5年3月までの1年間実施すること。

ア 園長予定者は行事ごとに随時岸部保育園を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障がい児等配慮を要する園児の保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、岸部保育園の保育士と引継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこと。

イ 主任予定者は毎日岸部保育園を訪問し、引継ぎを受けること。

ウ 担任予定である保育士代表は令和4年4月から12月までの9か月間毎日岸部保育園の保育士と合同保育を行い、引継ぎを受けること。

エ 保育士（各クラス担任予定者）6名を令和5年1月から3月までの3か月間各クラスに毎日配置のうえ、合同保育を行い、引継ぎを受けること。

オ 看護師・調理員各1名については、令和5年1月から3月までの3か月間配置し、引継ぎを受けること。

(2) 引継ぎ保育の実施手法

引継ぎ保育については令和5年4月から令和6年3月までの1年間実施する。

ア 元園長等は通年で引継ぎ保育を実施する。

イ 保育士（乳児担当の代表）2名が令和5年4月から9月までの6か月間引継ぎ保育を実施する。

ウ 保育士（幼児担当の代表）1名が令和5年4月から6月までの3か月間引継ぎ保育を実施する。

エ 看護師、用務員の各1名について令和5年4月の1か月間引継ぎを実施する。

移管先選定に係る審査項目

選定の観点	選定の内容	審査項目(40項目)	配点	
1 事業の 安定性 主体 性等 として の 継続 性 (50点)	(1) 事業の目的・理念	ア 事業者の設立趣旨と理念	5	
		イ 応募理由	5	
	(2) 社会福祉事業に関する知識・経験	ア 事業者沿革・社会福祉事業(保育所運営等)への取組み	5	
		イ 事業者の役員構成等	5	
	(3) 運営の透明性・社会的価値	ア 監査等の結果(事業者・運営保育所)	5	
		イ 情報公開への取組み状況(情報公開・第三者評価受審状況)	5	
	(4) 資金計画・経理状況	ア 事業者としての安定性・継続性	5	
		イ 保育事業としての安定性・継続性	6	
		ウ 事業者としての効率性	5	
		エ 保育事業としての生産性・費用の適正性	6	
	2 保育所 運営に 関する 条件を 満たし、 保育 内容 を 継続・ 向上 する 条件を 満たし、 保育 (150点)	(1) 理念に基づく保育への取組み	ア 保育の方針(保育課程・指導計画)	5
			イ 人権を尊重する保育	5
ウ 乳児保育(0～2歳児クラス)			5	
エ 幼児保育(3～5歳児クラス)			5	
オ 障がい等のある児童への保育			5	
カ 配慮を要する児童への保育			5	
キ その他の特別な保育(延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育等)			5	
ク 行事への取組み			5	
ケ 取組みの共有や実践のための『連携』体制			5	
コ 児童関係機関等			5	
(2) 安全・管理		ア 安全管理(防犯・事件や事故発生時の対応)	5	
		イ 災害対策(防災・災害発生時の対応)	5	
(3) 保健	ウ 施設・設備管理	5		
	ア 健康管理	5		
(4) 食に関する取組み	イ 疾病等への対応	5		
	ウ 感染症及び食中毒対策等	5		
(5) 連携・支援体制	ア 食育計画	5		
	イ 給食(献立・食材・調理法)	5		
(6) 職員体制	ウ 個別食(食物アレルギーのある児童等)	5		
	ア 家庭連携(懇談・参観・おたより等)	5		
	イ 保護者支援(育児相談・保護者会活動等)	5		
	ウ 各種機関や近隣地域等との連携	5		
(7) その他	エ 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	5		
	ア 施設長等	5		
	イ 職員の採用計画・配置予定	5		
	ウ 職員の資質や専門性の向上・処遇の充実	5		
合計	ア 引継ぎ体制	5		
	イ 施設整備計画	5		
	ウ 個人情報保護と苦情解決	5		
	エ その他 特に応じた点	5		
	合計	200		

○吹田市民営化保育所移管先選定委員会規則

平成27年3月31日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市民営化保育所移管先選定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、民営化する吹田市立保育所の移管先の選定について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内及び特別委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 教育関係者及び福祉関係者 4人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

3 特別委員は、1の民営化する保育所につき当該保育所に在籍する児童の保護者2人以内について、必要の都度市長が委嘱する。

4 特別委員は、委員会が審議する事項のうち、当該保育所に関する事項についてのみ議事に参与する。

5 委員及び特別委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に参与する特別委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条⁷ 委員会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、児童部子育て政策室において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

吹田市民営化保育所移管先選定委員会開催状況

1 南保育園(平成30年度移管)

回数	年月日	会議内容
第1回	平成27年11月30日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	平成28年1月26日	募集要領の検討、選考基準の検討
第3回	平成28年2月16日	募集要領の検討、選考基準の検討
第4回	平成28年6月17日	実地調査
第5回	平成28年6月18日	面接調査、最終審査(3事業者)

2 藤白台保育園(平成31年度移管)

回数	年月日	会議内容
第1回	平成28年11月9日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	平成29年2月3日	実地調査
第3回	平成29年2月9日	面接調査、最終審査(2事業者)

3 吹田保育園(平成31年度移管)

回数	年月日	会議内容
第1回	平成28年11月11日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	平成28年1月30日	実地調査
第3回	平成28年2月3日	面接調査、最終審査(2事業者)

4 西山田保育園(令和2年度移管)

回数	年月日	会議内容
第1回	平成29年10月20日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	平成30年2月5日	実地調査
第3回	平成28年3月17日	面接調査、最終審査(1事業者)

5 岸部保育園(令和2年度移管)協定解除分

回数	年月日	会議内容
第1回	平成29年10月21日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	平成30年2月8日	実地調査
第3回	平成28年3月17日	面接調査、最終審査(1事業者)

※令和元年8月1日付で協定を解除しました。

6 岸部保育園(令和5年度移管)

回数	年月日	会議内容
第1回	令和3年1月29日	募集要領の検討、選考基準の検討
第2回	令和3年3月12日	実地調査
第3回	令和3年3月19日	面接調査、最終審査(2事業者)

移管先事業者と吹田市との2園会議開催状況

民営化園の保育内容等を引き継ぐため、園職員、子育て政策室職員、移管先事業者職員にて協議(2園会議)を実施しました。

1 南保育園(平成30年度移管)

	年月日
第1回	平成28年10月17日
第2回	平成28年12月22日
第3回	平成29年1月20日
第4回	平成29年1月26日
第5回	平成29年2月20日
第6回	平成29年3月10日
第7回	平成29年3月23日
第8回	平成29年4月14日
第9回	平成29年5月2日
第10回	平成29年5月20日
第11回	平成29年7月7日
第12回	平成29年9月6日
第13回	平成29年11月15日
第14回	平成30年1月30日

2 藤白台保育園(平成31年度移管)

	年月日
第1回	平成29年5月26日
第2回	平成29年6月29日
第3回	平成29年7月27日
第4回	平成29年9月11日
第5回	平成29年10月27日
第6回	平成29年11月27日
第7回	平成30年1月18日
第8回	平成30年2月13日
第9回	平成30年4月26日
第10回	平成30年6月4日
第11回	平成30年8月2日
第12回	平成30年11月5日
第13回	平成31年1月23日

3 吹田保育園(平成31年度移管)

	年月日
第1回	平成29年8月1日
第2回	平成29年10月18日
第3回	平成29年11月27日
第4回	平成30年1月17日
第5回	平成30年5月8日
第6回	平成30年6月28日
第7回	平成30年8月28日
第8回	平成30年10月1日
第9回	平成30年10月31日
第10回	平成30年12月14日
第11回	平成31年1月29日
第12回	平成31年3月18日

4 西山田保育園(令和2年度移管)

	年月日
第1回	平成30年6月25日
第2回	平成30年8月22日
第3回	平成30年11月20日
第4回	平成31年1月16日
第5回	平成31年3月7日
第6回	令和1年5月24日
第7回	令和1年7月10日
第8回	令和1年8月29日
第9回	令和1年10月21日
第10回	令和2年1月22日
第11回	令和2年3月11日
第12回	令和2年9月29日

5 岸部保育園(令和2年度移管)協定解除分

	年月日
第1回	平成30年6月8日
第2回	平成30年8月30日
第3回	平成30年10月22日
第4回	平成31年1月18日
第5回	平成31年3月5日

※令和元年8月1日付で協定を解除。

6 岸部保育園(令和5年度移管)

	年月日
第1回	令和3年6月26日
第2回	令和3年9月16日
第3回	令和3年10月18日
第4回	令和4年11月15日
第5回	令和4年1月6日
第6回	令和4年2月21日
第7回	令和4年6月8日
第8回	令和4年9月21日
第9回	令和4年11月30日
第10回	令和5年1月27日
第11回	令和5年3月6日

三者懇談会開催状況

	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
	南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
第1回	平成28年(2016年) 7月26日	平成29年(2017年) 4月22日	平成29年(2017年) 4月22日	平成30年(2018年) 6月30日	令和3年(2021年) 7月17日
第2回	平成28年(2016年) 9月27日	平成29年(2017年) 7月1日	平成29年(2017年) 10月28日	平成30年(2018年) 9月29日	令和3年(2021年) 11月27日
第3回	平成28年(2016年) 11月22日	平成30年(2018年) 3月2日	平成30年(2018年) 6月9日	平成31年(2019年) 3月16日	令和4年(2022年) 3月12日
第4回	平成29年(2017年) 3月22日	平成30年(2018年) 6月9日	平成30年(2018年) 12月8日	令和元年(2019年) 6月15日	令和4年(2022年) 7月2日
第5回	平成29年(2017年) 6月6日	平成30年(2018年) 9月1日	平成31年(2019年) 3月23日	令和元年(2019年) 10月19日	令和4年(2022年) 10月6日
第6回	平成29年(2017年) 10月17日	平成30年(2018年) 12月1日	令和元年(2019年) 6月8日	令和元年(2019年) 12月7日	令和4年(2022年) 12月10日
第7回	平成29年(2017年) 12月19日	平成31年(2019年) 3月23日	【移管後】 令和元年(2019年) 11月16日	令和2年(2020年) 3月21日 書類配布のみ	令和5年(2023年) 3月18日
第8回	平成30年(2018年) 3月20日	【移管後】 令和元年(2019年) 9月13日		【移管後】 令和5年(2023年) 1月21日	
第9回	【移管後】 平成30年(2018年) 9月20日				
第10回	【移管後】 平成31年(2019年) 3月14日				
第11回	【移管後】 令和元年(2019年) 9月10日				
開催期限	令和5年(2023年) 3月末まで	令和6年(2024年) 3月末まで	令和6年(2024年) 3月末まで	令和7年(2025年) 3月末まで	令和10年(2028年) 3月末まで

※三者懇談会の開催後、資料、議事要旨の公開と、民営化通信で開催状況の情報提供を行っている。

民営化ニュース(保育所民営化についてのお知らせ)発行状況

平成27年度(2015年度)より、民営化についてのお知らせを公立保育所在園児の保護者の方へ向け適宜発行しています。

号数	発行年月日	内容
1	平成27年4月1日	選定委員会の設置条例等の可決
2	平成27年6月30日	後藤新市長が南保育園に、御意見ポスト設置
3	平成27年9月10日	民営化実施時期変更の政策決定
4	平成28年4月1日	平成28年度予算の可決
5	平成28年6月28日	南保育園の移管先事業者決定
6	平成29年4月4日	平成29年度予算可決、南保の合同保育開始
7	平成29年5月17日	南保育園の合同保育の進捗
8	平成29年9月25日	南保育園の条例改正の可決
9	平成30年4月3日	南の移管、吹田、藤白台の合同保育開始
10	平成31年4月2日	吹田、藤白台の移管、岸部、西山田の合同保育開始
11	令和元年8月6日	岸部保育園の協定解除
12	令和元年10月9日	西山田保育園の条例改正の可決
13	令和2年4月2日	西山田保育園の移管
14	令和3年4月1日	岸部保育園の移管先事業者の決定
15	令和4年4月1日	岸部保育園の合同保育開始
16	令和4年11月4日	岸部保育園の条例改正の可決
17	令和5年4月5日	岸部保育園の移管先事業者の決定

民営化通信発行状況(南保育園民営化通信)

南保育園の民営化についてのお知らせを在園児の保護者の方へ、随時お知らせしています。

号数	発行年月日	内容
1	平成27年12月22日	移管先選定委員会の開催
2	平成28年2月15日	委員会の審議の様子
3	平成28年2月26日	募集要領、審査方法の確定
4	平成28年3月16日	事業者の募集を開始
5	平成28年5月23日	事業者の選定方法
6	平成28年6月28日	移管先事業者の決定
7	平成28年8月19日	三者懇談会(第1回)の開催
8	平成28年10月24日	三者懇談会(第2回)の開催
9	平成28年12月6日	三者懇談会(第3回)の開催
10	平成29年4月4日	三者懇談会(第4回)の開催
11	平成29年6月13日	三者懇談会(第5回)の開催
12	平成29年10月23日	三者懇談会(第6回)の開催、給食試食会
13	平成29年12月21日	三者懇談会(第7回)の開催
14	平成30年3月26日	三者懇談会(第8回)の開催
15	平成30年9月27日	三者懇談会(第9回)の開催、保護者アンケート
16	平成31年3月19日	三者懇談会(第10回)の開催
17	令和元年9月13日	三者懇談会(第11回)の開催
18	令和3年6月11日	福祉サービス第三者評価結果公表

民営化通信発行状況(吹田保育園民営化通信)

吹田保育園の民営化についてのお知らせを在園児の保護者の方へ、随時お知らせしています。

号数	発行年月日	内容
1	平成28年10月14日	移管先選定委員会の開催
2	平成28年11月21日	委員会の審議の様子
3	平成29年1月5日	募集結果、選定方法
4	平成29年2月17日	移管先事業者の決定
5	平成29年4月26日	三者懇談会(第1回)の開催
6	平成29年7月5日	三者懇談会(第2回)の開催、給食試食会
7	平成30年3月6日	三者懇談会(第3回)の開催、合同保育説明
8	平成30年6月15日	三者懇談会(第4回)の開催、事業者の提案
9	平成30年9月10日	三者懇談会(第5回)の開催
10	平成30年12月5日	三者懇談会(第6回)の開催
11	平成31年3月27日	三者懇談会(第7回)の開催、引継ぎ保育説明
12	令和元年9月19日	三者懇談会(第8回)の開催、引継ぎ保育報告
13	令和2年3月13日	三者懇談会(第9回)の開催、保護者アンケート説明
14	令和2年9月30日	保護者アンケート結果報告
15	令和3年6月11日	福祉サービス第三者評価結果報告

民営化通信発行状況(藤白台保育園民営化通信)

藤白台保育園の民営化についてのお知らせを在園児の保護者の方へ、随時お知らせしています。

号数	発行年月日	内容
1	平成28年10月14日	移管先選定委員会の開催
2	平成28年11月21日	委員会の審議の様子
3	平成29年1月5日	募集結果、選定方法
4	平成29年2月17日	移管先事業者の決定
5	平成29年4月26日	三者懇談会(第1回)の開催
6	平成29年11月2日	三者懇談会(第2回)の開催
7	平成30年6月15日	三者懇談会(第3回)の開催、耕心会の提案
8	平成30年12月13日	三者懇談会(第4回)の開催
9	平成31年3月27日	三者懇談会(第5回)の開催、引継ぎ保育説明
10	令和元年6月13日	三者懇談会(第6回)の開催、引継ぎ保育報告
11	令和元年11月21日	三者懇談会(第7回)の開催、引継ぎ保育報告
12	令和2年3月13日	引継ぎ保育報告、保護者アンケート説明
13	令和2年9月30日	保護者アンケート結果報告
14	令和3年6月11日	福祉サービス第三者評価結果報告

民営化通信発行状況(西山田保育園民営化通信)

西山田保育園の民営化についてのお知らせを在園児の保護者の方へ、随時お知らせしています。

号数	発行年月日	内容
1	平成29年10月3日	移管先選定委員会の開催
2	平成29年10月26日	委員会の審議の様子
3	平成29年12月15日	募集結果、選定方法
4	平成30年3月23日	移管先事業者の決定
5	平成30年7月4日	三者懇談会(第1回)の開催
6	平成30年10月3日	三者懇談会(第2回)の開催
7	平成31年3月19日	三者懇談会(第3回)の開催
8	令和元年6月21日	三者懇談会(第4回)の開催、耕心会の提案
9	令和元年10月24日	三者懇談会(第5回)の開催、耕心会の提案
10	令和元年12月11日	三者懇談会(第6回)の開催、耕心会の提案
11	令和2年7月21日	引継ぎ保育報告
12	令和2年11月20日	引継ぎ保育報告
13	令和3年3月25日	引継ぎ保育報告
14	令和3年6月21日	保護者アンケート結果報告
15	令和4年5月10日	福祉サービス第三者評価結果報告
16	令和5年2月24日	三者懇談会(第8回)の開催

民営化通信発行状況(岸部保育園民営化通信)

岸部保育園の民営化についてのお知らせを在園児の保護者の方へ、随時お知らせしています。

号数	発行年月日	内容
1	平成29年10月3日	移管先選定委員会の開催
2	平成29年10月26日	委員会の審議の様子
3	平成29年12月15日	募集結果、選定方法
4	平成30年3月23日	移管先事業者の決定
5	平成30年6月22日	三者懇談会(第1回)の開催
6	平成30年11月1日	三者懇談会(第2回)の開催、見学会報告
7	平成31年3月13日	三者懇談会(第3回)の開催
8	令和元年9月6日	協定解除後の説明会の開催
9	令和2年2月19日	今後の岸部保育園
10	令和2年4月2日	選定委員会予算の可決
11	令和2年6月25日	移管先選定委員会の依頼、保護者アンケート
12	令和3年1月8日	移管先選定委員会の予定
13	令和3年1月26日	移管先選定委員会の開催
14	令和3年2月5日	委員会の審議の様子
15	令和3年3月2日	募集結果、選定方法
16	令和3年3月24日	移管先事業者の決定
17	令和3年4月15日	移管先事業者の紹介(法人)
18	令和3年4月28日	移管先事業者の紹介(園名、クラス名)
19	令和3年5月12日	移管先事業者の紹介(健康)
20	令和3年5月28日	移管先事業者の紹介(食育)
21	令和3年6月28日	父母の会役員との懇談
22	令和3年7月20日	三者懇談会(第1回)の開催

号数	発行年月日	内容
23	令和3年9月30日	移管先事業者の紹介(お泊り保育)
24	令和3年11月19日	移管先事業者の紹介(運動会)
25	令和3年12月3日	三者懇談会(第2回)の開催
26	令和4年3月16日	三者懇談会(第3回)の開催
27	令和4年4月27日	合同保育の報告
28	令和4年6月8日	園舎修繕、パブリックコメントの実施
29	令和4年7月11日	三者懇談会(第4回)の開催
30	令和4年9月28日	パブリックコメントの報告
31	令和4年10月14日	三者懇談会(第5回)の開催、あおば福祉会の提案
32	令和4年12月26日	三者懇談会(第6回)の開催、職員紹介
33	令和5年2月9日	合同保育の報告、園舎改修
34	令和5年3月17日	三者懇談会の予定、合同保育の報告
35	令和5年3月27日	三者懇談会(第7回)の開催、職員体制

保育所民営化についてのお知らせ

令和5年(2023年)4月5日発行

岸部保育園を民営化しました

令和5年4月1日に岸部保育園を民営化しました。吹田市の公立保育所としては5園目であり、移管先は社会福祉法人あおば福祉会です。

岸部保育園では今月から1年間(令和6年3月末まで)は園に勤務していた公立の保育教諭等が訪問し、適切に保育内容が継続されていることを確認する「引継ぎ保育」を行います。

これまで実施してきた三者懇談会については、移管後5年間、必要に応じて開催します。

今年度、岸部保育園の保護者の方への民営化アンケートを実施いたします。

公立保育所民営化実施計画の進捗状況

吹田市では、公立保育所民営化実施計画において5園の公立保育所を民営化することとしており、岸部保育園の民営化により5園の民営化が完了しました。今年度に民営化事業の検証を行います。

- ・南保育園 平成30年度に社会福祉法人こばと会に移管し6年目
- ・吹田保育園 令和元年度に社会福祉法人こばと会に移管し5年目
- ・藤白台保育園 令和元年度に社会福祉法人耕心会に移管し5年目
- ・西山田保育園 令和2年度に社会福祉法人耕心会に移管し4年目
- ・岸部保育園 令和5年度に社会福祉法人あおば福祉会に移管し1年目

引き続き、民営化についての情報は随時お知らせしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

吹田市 児童部 子育て政策室 民営化担当

TEL:06-6384-3104

FAX:06-6368-7349

E-mail:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp

市立保育所民営化の
ホームページ



<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1020166/1018239/index.html>



南保育園民営化通信

第18号

南保育園は平成30年(2018年)4月に社会福祉法人こばと会に移管し運営されています。民営化に関する動きについて、『南保育園民営化通信』を随時発行して保護者の皆様に情報提供を行っています。

福祉サービス第三者評価結果報告書が公開されました

昨年度、南保育園の保護者の皆さんにもご協力をいただき、社会福祉法人こばと会が受審した福祉サービス第三者評価の結果報告書が公開されました。受審は、公立保育所民営化移管後に行うこととなっていたもので、吹田市の助成対象となっています。

結果報告書は、南保育園のホームページに公開されています。吹田市のホームページにも公開しており、右記のQRコードからアクセスいただけます。

また、印刷冊子(全18ページ)が必要な方は事務室に置いてありますのでお声掛けください。



第三者評価結果報告書(南保育園)

(福祉サービス第三者評価とは)

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- ①組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- ②福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られます。

三者懇談会について

三者懇談会は、南保育園の民営化に関する様々な調整事項について、保護者代表と社会福祉法人こばと会、吹田市の三者の合意形成を図るために、平成28年(2016年)7月26日に設置しました。設置期間は、移管後5年間(令和4年度末(2022年度末)まで)です。円滑な運営を行うために引き続き継続的な協議を行ってまいります。

現在、大阪府全域を対象に、緊急事態措置が実施されています。そのため、南保育園の保護者の皆様にお集まりいただき三者懇談会を開催することは見送らせていただいています。次回の三者懇談会は、福祉サービス第三者評価の結果報告などを予定していますが、開催日時等については決まり次第お伝えします。

御理解、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

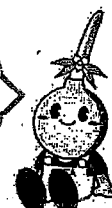
民営化に関するご意見、ご要望は下記までお願いします。

【お問合せ】

児童部子育て政策室 政策グループ 民営化担当
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6368-7349
E-mail:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp



吹田市の公立保育所の民営化についてのWebサイトはこちらです





吹田保育園民営化通信

第15号

吹田保育園は平成31年(2019年)4月に社会福祉法人こばと会に移管し運営されています。民営化に関する動きについて、『吹田保育園民営化通信』を随時発行して保護者の皆様に情報提供を行っています。

福祉サービス第三者評価結果報告書が公開されました

昨年度、吹田保育園の保護者の皆さんにもご協力をいただき、社会福祉法人こばと会が受審した福祉サービス第三者評価の結果報告書が公開されました。受審は、公立保育所民営化移管後に行うこととなっていたもので、吹田市の助成対象となっています。

結果報告書は、吹田保育園のホームページに公開されています。吹田市のホームページにも公開しており、右記のQRコードからアクセスいただけます。

また、印刷冊子(全19ページ)が必要な方は事務室に置いてありますのでお声掛けください。



第三者評価結果報告書(吹田保育園)

(福祉サービス第三者評価とは)

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- ①組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- ②福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られます。

三者懇談会について

三者懇談会は、吹田保育園の民営化に関する様々な調整事項について、保護者代表と社会福祉法人こばと会、吹田市の三者の合意形成を図るために、平成29年(2017年)4月22日に設置しました。設置期間は、移管後5年間(令和5年度末(2023年度末)まで)です。円滑な運営を行うために引き続き継続的な協議を行ってまいります。

現在、大阪府全域を対象に、緊急事態措置が実施されています。そのため、吹田保育園の保護者の皆様にお集まりいただき三者懇談会を開催することは見送らせていただいています。次回の三者懇談会は、福祉サービス第三者評価の結果報告などを予定していますが、開催日時等については決まり次第お伝えします。

御理解、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

民営化に関するご意見、ご要望は下記までお願いします。

【お問合せ】

児童部子育て政策室 政策グループ 民営化担当
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6368-7349
E-mail:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp



吹田市の公立保育所の民営化についてのWebサイトはこちらです





藤白台保育園民営化通信

第14号

藤白台保育園は平成31年(2019年)4月に社会福祉法人耕心会に移管し運営されています。民営化に関する動きについて、『藤白台保育園民営化通信』を随時発行して保護者の皆様に情報提供を行っています。

福祉サービス第三者評価結果報告書が公開されました

昨年度、藤白台保育園の保護者の皆さんにもご協力をいただき社会福祉法人耕心会が受審した、福祉サービス第三者評価の結果報告書が公開されました。受審は、公立保育所民営化移管後に行うこととなっていたもので、吹田市の助成対象となっています。

結果報告書は、藤白台保育園のホームページに公開されています。吹田市のホームページにも公開しており、右記のQRコードからアクセスいただけます。

また、印刷冊子(全25ページ)が必要な方は事務室に置いてありますのでお声掛けください。



第三者評価結果報告書(藤白台保育園)

(福祉サービス第三者評価とは)

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- ①組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- ②福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られます。

三者懇談会について

三者懇談会は、藤白台保育園の民営化に関する様々な調整事項について、保護者代表と社会福祉法人耕心会、吹田市の三者の合意形成を図るために、平成29年(2017年)4月22日に設置しました。設置期間は、移管後5年間(令和5年度末(2023年度末)まで)です。円滑な運営を行うために引き続き継続的な協議を行ってまいります。

現在、大阪府全域を対象に、緊急事態措置が実施されています。そのため、藤白台保育園の保護者の皆様にお集まりいただき三者懇談会を開催することは見送らせていただいています。次回の三者懇談会は、福祉サービス第三者評価の結果報告などを予定していますが、開催日時等については決まり次第お伝えします。

御理解、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

民営化に関するご意見、ご要望は下記までお願いします。

【お問合せ】

児童部子育て政策室 政策グループ 民営化担当
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6368-7349
E-mail:hoiku_sesku@city.suita.osaka.jp



吹田市の公立保育所の民営化についてのWebサイトはこちらです





西山田保育園民営化通信

第16号

西山田保育園は令和2年(2020年)4月に市から社会福祉法人耕心会に移管し、運営されていますが、民営化に関する動きについては、引き続き「西山田保育園民営化通信」により市から保護者の皆様に情報提供を行っています。

今回は、令和5年(2023年)1月21日の三者懇談会について報告させていただきます。

三者懇談会開催の経緯

令和4年度(2022年度)の西山田保育園における職員体制について、年度途中の退職による職員の入れ替わりがあったことに伴い、保護者会から、保育への影響を心配するお声をいただき、保育士配置及び保育の状況等の確認を行うため、開催することになりました。

三者懇談会での説明及び質疑の概要

- 1 年度途中に複数の職員が退職した主な要因等について【耕心会から説明】
 - ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、職員間のコミュニケーションの機会が減少し、共有意識のずれが生じたことが職員の退職に影響したと考えている。
 - ②クラスの職員体制が変わる時の保護者の皆様への説明が不足し、御心配をおかけした。
 - ③今後については、コミュニケーション不足を解消するため、毎日昼に短時間の会議を開催するなど、情報共有を図る取組を引き続き進めて、退職者を出さないように努めるとともに職員の長所や持ち味を活かした保育を意識し、保育の質を向上させていきたい。
- 2 西山田保育園の保育状況について【吹田市から報告】
 - ①3年ぶりに全クラス集まったの運動会は、活気に溢れていた。保育士として、保護者アンケートでの意見等を見せていただき、行事当日の子供たちのフォローの難しさを感じた。
 - ②日常保育では、お友達や先生との安心した関係の中で子供たちがのびのび過ごしていて、一人一人を大事にする保育がこれまでどおり大切にされている。
- 3 質疑応答
 - ①子供たちは、退職した職員が戻ってくると思っているのではないか。
→【耕心会】子供たちは職員が退職したことを認識していると考えている。
 - ②退職した職員の代わりに入職した職員は、来年度以降も続いて勤務してもらえるのか。
→【耕心会】職員本人の意向も確認し、働き方を見ながら、長く働いてもらえるような雇用形態への変更も考えていきたい。

※三者懇談会の議事要旨は、作成次第、お知らせします。

民営化に関する御意見、御要望は下記までお願いします。

【お問合せ】

吹田市児童部子育て政策室 民営化担当
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6368-7349
E-mail:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp



西山田保育園の民営化についてのWebサイトは左記のQRコードから





岸部保育園民営化通信

第35号

3月18日に、7回目の三者懇談会を開催しました。遊戯室で13名、Zoomで7名の保護者の方に御参加いただきました。今回が移管前最後の三者懇談会となります。

合同保育の報告

あおば福祉会の合同保育参加職員に、これまでの合同保育を振り返ってもらいました。引き継いだ保育内容を大事にするとともに、クラス懇談会で保護者から聞かせていただいた思いも大切にしていきたいとの話がありました。

また、岸部保育園の保育教諭からは、あおば福祉会の職員と子供たちとの信頼関係の構築や、行事等の引継ぎが進んでいることについて報告がありました。

引継ぎ保育、移管後の職員体制

4月から引継ぎ保育が始まります。現在の岸部保育園職員6名が移管後の園を訪問し、適切に保育内容が継続されていることを確認します。引継ぎ保育の概要と担当する職員の名前について、岸部保育園長から説明しました。(詳細は別添の資料を確認してください。)

また、あおば福祉会からは、移管後の職員体制について説明がありました。また、現在岸部保育園に勤務している会計年度任用職員(パート・アルバイト職員)で、新年度はあおば福祉会の職員として勤務する予定の16名についても紹介がありました。なお、様々な事情により来年度は岸部保育園で勤務しない職員もいますので、御配慮をお願いしますとお伝えしています。

三者懇談会での質疑応答

質疑応答の主な内容は以下のとおりです。

① 4月以降、保育園でのマスクの着用はどうか。

→ [あおば] まずは自治体での判断が重要と考えている。保育への影響を踏まえて考えたい。

[吹田市] 園児はマスクの着用をしないこととなっている。また、公立保育園としては、職員は当面の間、基本的にマスクを着用し、保護者は個人の判断に委ねることとなっている。

② 給食はどのように変わる予定なのか。

→ [あおば] 給食の量の見直しや、旬の食材を幅広く取り入れることを考えていきたい。メニューについては、4月までにお便りを作成してお知らせすることも考えている。

③ 移管後に開催する卒園式について、来年度以降も含めて、公立の職員に参加してもらえるのか。

→ [あおば] 公立の職員には、招待状を送付したいと考えている。

[吹田市] 異動先の行事等もあるが、各職員が可能な範囲で参加させていただきたいとは思っている。

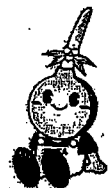
岸部保育園の民営化について、保護者の皆様の御理解等をいただき、ここまで進めることができました。移管後も、三者懇談会を必要に応じて開催してまいりますので、よろしくお願いします。

民営化に関する御意見、御要望は下記までお願いします。

【お問合せ】

吹田市児童部子育て政策室 民営化担当
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6368-7349
E-mail:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp

岸部保育園の民営化についてのWebサイトは下記のリンクからご覧ください。



<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-jidou/kosodate/72166/72171/80281.html>

合同保育実施状況

(単位:日)

	区分	計画日数	平成29年度	平成30年度			令和元年度	令和4年度	平均	執行率
			南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園			
1	園長予定者	60	0	29	58	10	92	38	62.7%	
2	主任予定者	240	211	243	229	201	205	218	90.7%	
3	保育士代表	240	225	248	225	211	222	226	94.2%	
4	担任予定者A	60	52	60	56	55	50	54	90.3%	
5	担任予定者B	60	59	62	56	52	39	53	88.8%	
6	担任予定者C	60	58	60	57	56	43	55	90.8%	
7	担任予定者D	60	56	55	56	57	41	53	87.8%	
8	担任予定者E	60	53	0	53	56	49	42	69.8%	
9	看護師	60	49	22	53	55	54	46	77.2%	
10	調理員	60	50	10	34	49	19	32	53.7%	
合計		960	811	786	875	799	812	817	85.1%	

合同保育助成金額金執行状況

(単位:円)

	園名	実施年度	予算額	支出額	執行率
1	南保育園	平成29年度	13,995,000	11,684,820	83.5%
2	吹田保育園	平成30年度	13,995,000	10,772,497	77.0%
3	藤白台保育園	平成30年度	13,995,000	12,869,890	92.0%
4	西山田保育園	令和元年度	13,995,000	11,538,380	82.4%
5	岸部保育園	令和5年度	13,995,000	12,119,150	86.6%
合計			69,975,000	58,984,737	84.3%

移管条件の実施状況

1 募集要領における移管条件

項目	移管条件	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
		南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
1	三者懇談会	随時開催	○	○	○	○
2	保護者アンケート	移管後、1年以内に実施	○	○	○	○
3	福祉サービス第三者評価	実施して、結果を公表	○	○	○	○

2 保育所運営に関する条件

項目	移管条件	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
		南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
4	保育内容	引継ぎ内容を継続実施	○	○	○	○
5	開所時間	午前7時から午後7時	○	○	○	○
6	開所日	休日、年末年始を除く月から土曜日	○	○	○	○
7	定員	移管前と同様に設定	○	○	○	○
8	受入年齢	生後8週目以降から5歳児まで	○	○	○	○
9	職員配置	公立配置基準と同様に配置	○	○	○	○
10	施設長	3年以上の経験がある者を配置	○	○	○	○
11	保育士構成	3年以上の経験がある者を1/2以上配置	○	○	○	○
12	主任保育士	10年以上の経験がある者を配置	○	○	○	○
13	看護師	専任の者を配置	○	○	○	○
14	延長保育時間	延長保育を実施	○	○	○	○
15	一時預かり事業	(協議)	×	×	×	×
16	休日保育事業	(協議)	×	×	×	×
17	発達支援保育	発達支援保育を実施	○	○	○	○
18	地域子育て支援事業	地域子育て支援事業を実施	○	○	○	○
19	給食	自園調理方式を採用	○	○	○	○
20	食物アレルギー対応	対応を実施	○	○	○	○
21	健康診断	健康診断を実施	○	○	○	○
22	費用徴収	三者懇談会で調整	○	○	○	○
23	職員研修	積極的に参加	○	○	○	○
24	損害賠償保険	保険に加入	○	○	○	○
25	災害共済給付	制度へ加入	○	○	○	○
26	安全対策	安全管理員を配置	○	○	○	○
27	苦情解決	苦情解決責任者配置	○	○	○	○
		苦情受付担当者配置	○	○	○	○
		第三者委員設置	○	○	○	○
28	会計年度任用職員	継続雇用	○	○	○	○

民営化保育所の定員と利用状況

(単位:人)

	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数	定員	児童数
南保育園	112	125	112	122	112	120	112	125	112	121	112	114	112	119
吹田保育園	120	116	120	117	120	124	120	121	120	121	120	122	120	114
藤白台保育園	142	146	142	142	142	141	142	138	142	142	142	141	142	137
西山田保育園	120	129	120	125	120	124	120	123	120	118	120	120	120	116
岸部保育園	112	126	112	126	112	124	112	125	112	120	112	114	112	109
5園合計	606	642	606	632	606	633	606	632	606	622	606	611	606	595
市内全施設	6,268	6,521	6,863	6,880	7,101	7,215	7,370	7,562	7,601	7,478	7,867	7,710	8,015	7,866

※太枠については移管後の児童数を記載

保護者アンケート実施状況

	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
	南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
実施年度	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和5年度 (2023年) ※実施予定
回答数 (回答数/世帯数)	108/123	84/122	92/141	78/121	
回答率	88%	69%	65%	64%	

各園とも、移管後、おおよそ一年が経過した2月から3月に保護者にアンケートを行いました。
結果は「民営化に係る保護者アンケート結果報告書」として取りまとめ、市ホームページに公開するとともに、
保育園に置いています。

西山田保育園の民営化に係る保護者アンケート

アンケート結果をもとに分析を行い、民営化の検証結果を吹田市のホームページに掲載しますので皆様の御協力をお願いいたします。

自由記載欄への御記入の際に、スペースが足りなければ別の用紙を使ってもらっても構いません。

1 通園されているお子さんのクラスを教えてください。

ひよこ組	うさぎ組	ペンギん組	さる組	くま組	らいおん組
------	------	-------	-----	-----	-------

2 お子さんはいつから「西山田保育園」に在園されていますか。

平成30年度以前から	令和元年度から	令和2年度から
------------	---------	---------

※3番から9番までは、現在感じておられるお気持ちに近い数字を○で囲んでください。民営化したことにより、評価が大きく変わった項目があれば、検証の参考にさせていただきますので、御意見欄にその内容を御記入ください。支援の必要な園児やアレルギー児等、該当するお子さんがおられない項目についても、わかる場合は御記入ください

3 保育内容について

	1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
① 日常の保育（遊びや制作、リズム、散歩など）について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
② 朝の受け入れ体制について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③ 夕方以降の保育体制について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
④ 日々の生活の流れなどについて、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑤ 職員の園児たちへの接し方について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑥ 支援や配慮の必要な園児たちとの関わり方について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑦ 食育の取組み（野菜の栽培やクッキング保育など）について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)						

4 保育環境について

	1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
① 施設や遊具などの安全性について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6

②	安全対策(安全管理員、オートロックなど)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③	職員の安全面での気配りについて、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

5 年間行事について

		1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
①	保育参観・懇談会について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
②	運動会について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③	生活発表会について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
④	その他の行事(誕生日会・遠足・季節の行事など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

6 保健関係について

		1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
①	健康診断の内容(内科・歯科・視力(3歳以上)・聴力(5歳))について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
②	健康管理・指導等について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③	衛生面の対策(感染症対策など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
④	アレルギー児の対応(給食や与薬など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑤	病气やけがの時の対応(処置や保護者への連絡など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

裏面へ続きます。

7 給食について(離乳食や幼児食等に関わらず、お子さんが喫食されている内容について御記入ください。)

		1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
①	給食・おやつ(離乳食も含む)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
②	献立表の項目内容などの分かりやすさについて、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

8 保護者との関わりなどについて

		1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
①	保護者への情報提供(園だより、クラスだよりなど)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
②	保護者への対応(挨拶・悩み相談・関わり方など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③	連絡ノートを使い勝手や記入事項等について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
④	園に対しての要望や意見への対応について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑤	保護者の費用負担(延長保育料、保育用品代など)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑥	保護者会への協力について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

9 民営化の進め方について

- 平成30年3月19日に、社会福祉法人耕心会を西山田保育園の移管先事業者として決定しました。
- 平成31年4月からは、1人の園長予定者と3人の保育士が、令和2年1月からは、1人の園長予定者と7人の保育士と1人の看護師と1人の調理員が合同保育^{*1}を実施しました。
- 令和2年4月からは、1人の元園長が1年間(随時)、2人の保育士が6か月間、1人の保育士が3か月間、1人の看護師と用務員が1か月間かけて引継ぎ保育^{*2}を実施しています。

※1 民営化前に、耕心会の保育士たちが、合同で保育を行いながら引継ぐことです。

※2 民営化後に、元西山田保育園の保育士たちが、保育の引継ぎ状況を確認することです。

		1 満足	2 やや満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	6 わからない
①	事業者決定後、民営化するまでの期間(約2年)について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6

②	合同保育の内容について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
③	引継ぎ保育の内容について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
④	民営化前の市の対応（説明や情報提供等）について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
⑤	民営化後の市の対応（説明や情報提供等）について、どう感じていますか。	1	2	3	4	5	6
(御意見欄)							

10 民営化後のお子さんと保護者の方の様子についてお聞きします。御自由にお答えください。

①	お子さんの様子に何か変化が見られた場合はお書きください。	(記載欄)
②	保護者の皆様にとって、何か変化があればお書きください。	(記載欄)

11 その他（民営化全般について、御意見があればお書きください。）

(御意見欄)

御協力ありがとうございました。3月12日（金）までにアンケート用紙が入っていた封筒に入れて、各クラスに置いている回収袋に提出をお願いいたします。

記名は不要です。

民営化に係る保護者アンケート結果報告書(実施4園分まとめ)
(南保育園、吹田保育園、藤白台保育園、西山田保育園)

1 実施年度

- (1) 南保育園 平成30年度(2018年度)
- (2) 吹田保育園 平成31年度(2019年度)
- (3) 藤白台保育園 平成31年度(2019年度)
- (4) 西山田保育園 令和2年度(2020年度)

それぞれ、移管後おおよそ一年が経過した2月から3月に保護者にアンケートを行いました。

2 アンケート項目

- (1) 保育内容について
 - ① 日常の保育(遊びや制作、リズム、散歩など)
 - ② 朝の受け入れ体制
 - ③ 夕方以降の保育体制
 - ④ 日々の生活の流れなど
 - ⑤ 職員の園児たちへの接し方
 - ⑥ 支援や配慮の必要な園児たちとの関わり方
 - ⑦ 食育の取組み(野菜の栽培やクッキング保育など)

- (2) 保育環境について
 - ① 施設や遊具などの安全性
 - ② 安全対策(安全管理員、オートロックなど)
 - ③ 職員の安全面での気配り

- (3) 年間行事について
 - ① 保育参観・懇談会
 - ② 運動会
 - ③ 生活発表会
 - ④ その他の行事(誕生日会・遠足・季節の行事など)

- (4) 保健関係について
- ① 健康診断の内容(内科・歯科・視力(3歳以上)・聴力(5歳))
 - ② 健康管理・指導等
 - ③ 衛生面の対策(感染症対策など)
 - ④ アレルギー児の対応(給食や与薬など)
 - ⑤ 病気やけがの時の対応(処置や保護者への連絡など)
- (5) 給食について
- ① 給食・おやつ(離乳食も含む)
 - ② 献立表の項目内容などの分かりやすさ
- (6) 保護者との関わりなどについて
- ① 保護者への情報提供(園だより、クラスだよりなど)
 - ② 保護者への対応(挨拶・悩み相談・関わり方など)
 - ③ 連絡ノートの使い勝手や記入事項等
 - ④ 園に対しての要望や意見への対応
 - ⑤ 保護者の費用負担(延長保育料、保育用品代など)
 - ⑥ 保護者会への協力
- (7) 民営化の進め方について
- ① 事業者決定後、民営化するまでの期間(約2年)
 - ② 合同保育の内容
 - ③ 引継ぎ保育の内容
 - ④ 民営化前の市の対応(説明や情報提供等)
 - ⑤ 民営化後の市の対応(説明や情報提供等)
- (8) 民営化後のお子さんと保護者の方の様子について
- ① お子さんの様子
 - ② 保護者の方の様子
- (9) その他(民営化全般について)

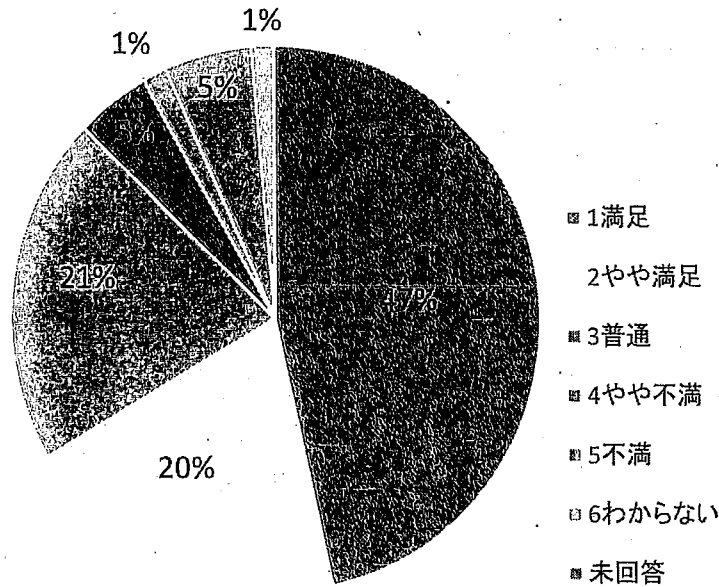
項目別結果

(1) 保育内容について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	1228	523	546	121	39	139	36	2632

設問内容
①日常の保育(遊びや制作、リズム、散歩など)について、どう感じていますか。
②朝の受け入れ体制について、どう感じていますか。
③夕方以降の保育体制について、どう感じていますか。
④日々の生活の流れなどについて、どう感じていますか。
⑤職員の園児たちへの接し方について、どう感じていますか。
⑥支援や配慮の必要な園児たちとの関わり方について、どう感じていますか。
⑦食育の取組み(野菜の栽培やクッキング保育など)について、どう感じていますか。

保育内容について

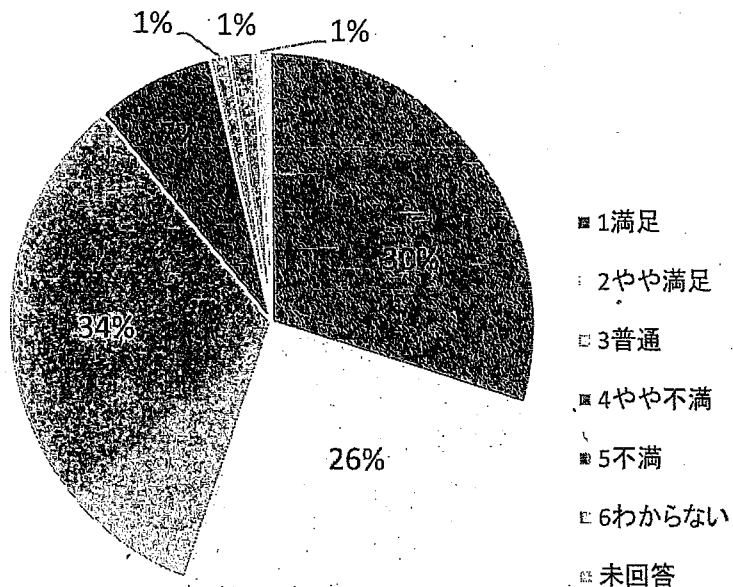


(2) 保育環境について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	336	289	379	83	13	16	12	1128

設問内容
①施設や遊具などの安全性について、どう感じていますか。
②安全対策(安全管理員、オートロックなど)について、どう感じていますか。
③職員の安全面での気配りについて、どう感じていますか。

保育環境について



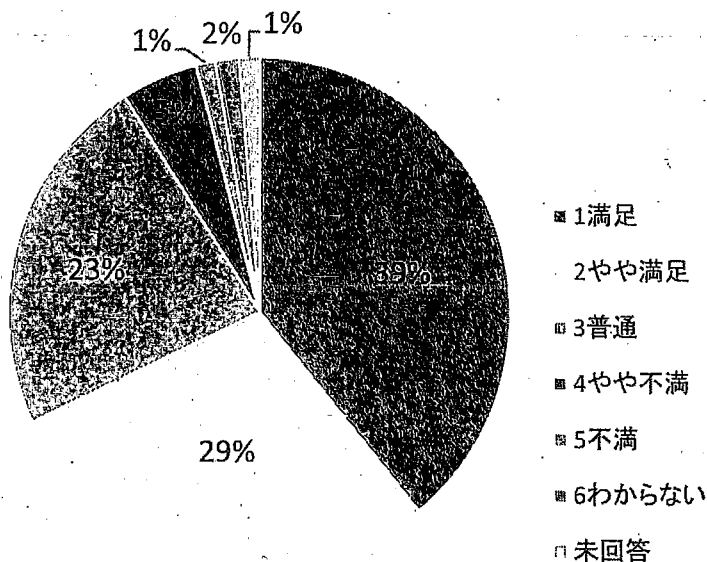
項目別結果

(3)年間行事について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	589	432	347	75	18	23	20	1504

設問内容
①保育参観・懇談会について、どう感じていますか。
②運動会について、どう感じていますか。
③生活発表会について、どう感じていますか。
④その他の行事(誕生日会・遠足・季節の行事など)について、どう感じていますか。

年間行事について

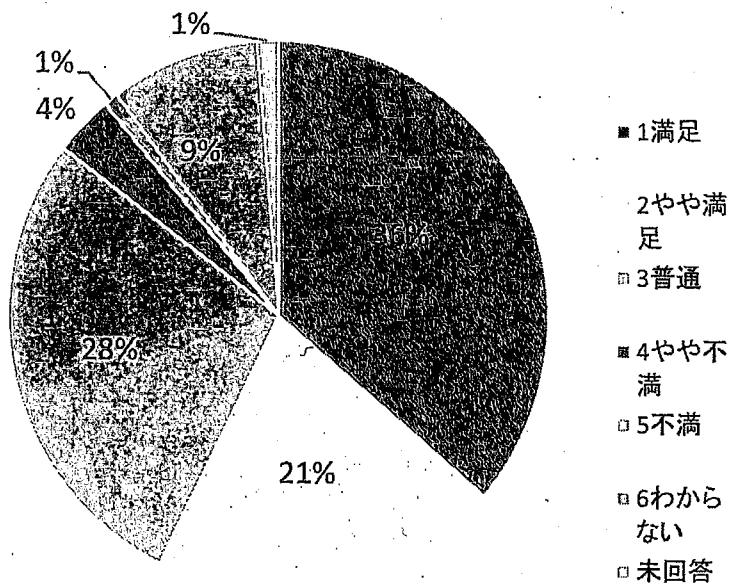


(4)保健関係について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	683	393	529	67	16	168	24	1880

設問内容
①健康診断の内容(内科・歯科・視力(3歳以上)・聴力(5歳))について、どう感じていますか。
②健康管理・指導等について、どう感じていますか。
③衛生面の対策(感染症対策など)について、どう感じていますか。
④アレルギー児の対応(給食や与薬など)について、どう感じていますか。
⑤病気やけがの時の対応(処置や保護者への連絡など)について、どう感じていますか。

保健関係について



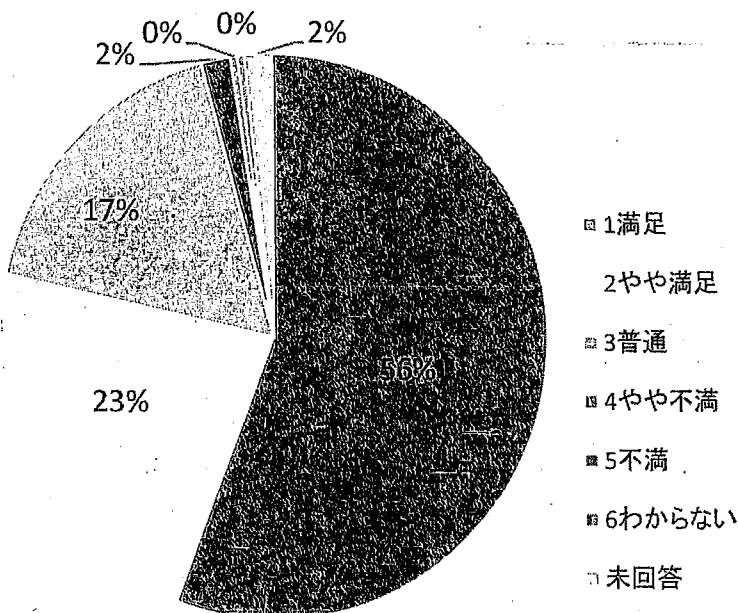
項目別結果

(5) 給食について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	420	171	130	13	3	3	12	752

設問内容
①給食・おやつ(離乳食も含む)について、どう感じていますか。
②献立表の項目内容などの分かりやすさについて、どう感じていますか。

給食について

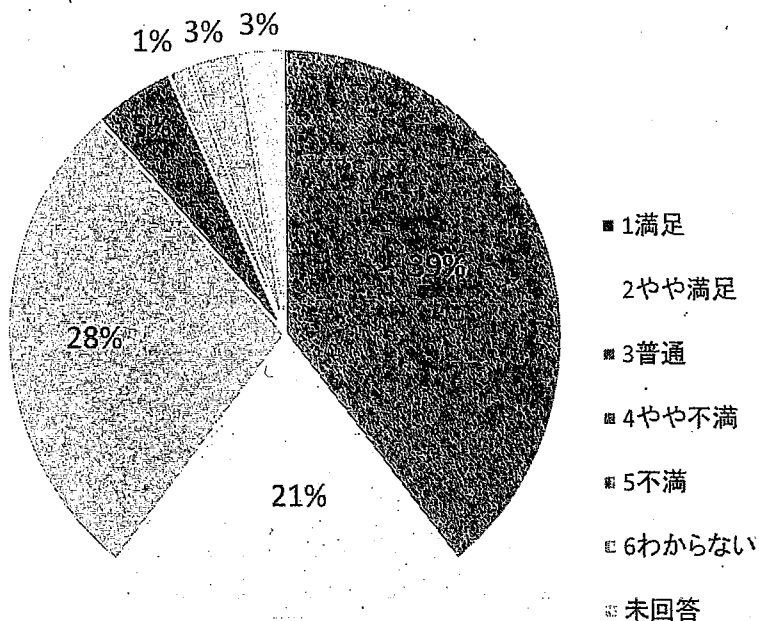


(6) 保護者との関わりについて

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	889	475	634	106	30	63	59	2256

設問内容
①保護者への情報提供(園だより、クラスだよりなど)について、どう感じていますか。
②保護者への対応(挨拶・悩み相談・関わり方など)について、どう感じていますか。
③連絡ノートの使い勝手や記入事項等について、どう感じていますか。
④園に対しての要望や意見への対応について、どう感じていますか。
⑤保護者の費用負担(延長保育料、保育用品代など)について、どう感じていますか。
⑥保護者会への協力について、どう感じていますか。

保護者との関わりなどについて



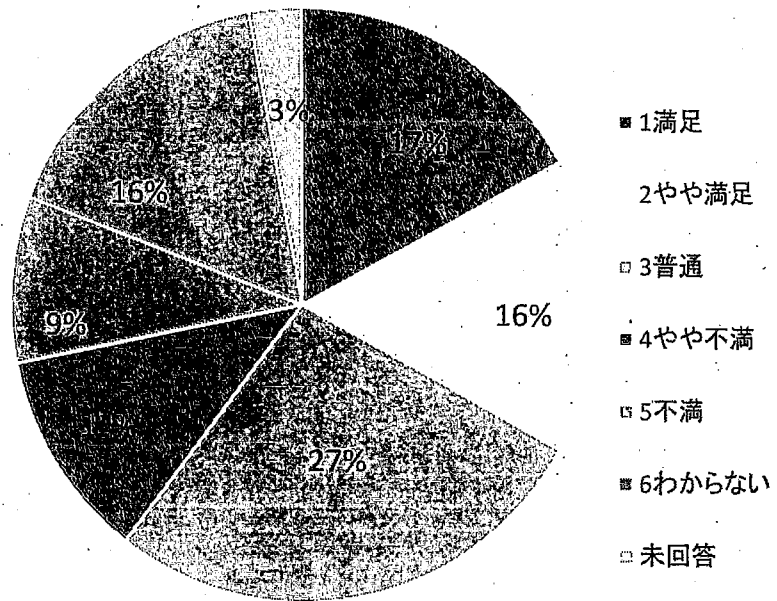
項目別結果

(7) 民営化の進め方について

	1満足	2やや満足	3普通	4やや不満	5不満	6わからない	未回答	合計
回答数	320	302	513	215	170	306	54	1880

設問内容
①事業者決定後、民営化するまでの期間(約2年)について、どう感じていますか。
②合同保育の内容について、どう感じていますか。
③引継ぎ保育の内容について、どう感じていますか。
④民営化前の市の対応(説明や情報提供等)について、どう感じていますか。
⑤民営化後の市の対応(説明や情報提供等)について、どう感じていますか。

民営化の進め方について



福祉サービス第三者評価実施状況

	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
	南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
実施年月	令和2年(2020年) 7月 ～ 令和3年(2021年) 2月	令和2年(2020年) 7月 ～ 令和3年(2021年) 2月	令和2年(2020年) 7月 ～ 令和3年(2021年) 3月	令和3年(2021年) 9月 ～ 令和4年(2022年) 3月	令和6年度 (2024年度) ※実施予定
評価日	令和3年(2021年) 2月27日	令和3年(2021年) 2月27日	令和3年(2021年) 3月8日	令和4年(2022年) 3月28日	

※吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付要領により受審費用(1回分)を助成

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	南保育園		
運営法人名称	社会福祉法人こばと会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 大原 貞代 理事長 岩崎 敏子		
定員（利用人数）	112名（124人）		
事業所所在地	〒564-0042		
	大阪府吹田市穂波町15-30		
電話番号	06 - 6386 - 3900		
FAX番号	06 - 6386 - 3911		
ホームページアドレス	http://kobatokai.jp/minamihoiku/		
電子メールアドレス	minamihoiku@kobatokai.jp		
事業開始年月日	平成30年4月1日		
職員・従業員数※	正規 22名	非正規	16名
専門職員※	保育士25人、看護師1人 栄養士2人、調理師2人		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児）、遊戯室、調理室、調乳室、職員室、休憩室、園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

保護者が安心して働き続けられるようつながりを大切にし、こどもの心身の発達を保障し、職員が働き続けられるような職場づくりを目指します。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①地域支援事業の充実（1歳児・1.6歳児育児教室、赤ちゃん会、各行事開放、ホール開放、園庭開放など）
- ③発達支援児の小集団保育をこだわっている
- ④旬の食材と野菜やキノコなどをふんだんに使った手作りにこだわっている

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般財団法人大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和2年7月28日～令和3年2月27日
評価決定年月日	令和3年2月27日
評価調査者（役割）	0701C001（運営管理・専門職委員） 1001C031（専門職委員） 0901C011（運営管理・専門職委員） () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に達しない状態、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401号第11号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」等より作成

南保育園は、吹田市の公立保育所の民間移管によって2018年4月に開園しました。移管に際しては、公立保育所の44年間の歴史の中で築いてきた子どもたちや保護者への安心、地域の中での信頼などを継承しつつ、同時に新たな法人である「こぼと会」の50数年の歴史の中で培われた「地域に無くてはならない保育園」を目指して3年間保育を行ってきました。特に立派時代の園長が定年退職後も残り、引継ぎ期間に子どもや保護者が不安の無いように配慮しながら同時に、法人から転任の職員にも厚い信頼を得ていることで、職員集団の活性化にも繋がっています。園舎は1976年建築のものであるため老朽化が否めませんが、園舎内の部分改修にも取り組み、2年間で床暖房や温かみのある清潔な木の床トイレなどの改修を行ってきました。今後も順次改修を行っていく予定ですが、今ある施設を整理しながら効果的に使うことも重要です。南保育園は阪急・JR吹田駅から15分から20分といった利便性のある場所にあります。町中にあるため園庭は広いとは言えませんが、周りのいくつかの公園を年齢や遊びの内容により効果的に利用しています。地域の皆さんからも慣れ親しまれた保育園ということで、子どもたちに対して温かい目で見守られています。

こうした環境の中で、①保護者が安心して働き続けられるようつながりを大切に、②子どもの心身の発達と健康のため、保育の向上につとめ③職員が生き生きと働き続けられるような職場づくりと④地域になくしてはならない保育園として地域の子育て家庭の支援を目指しています。具体的には地域支援事業の充実（0歳児・1.6歳児育児教室、赤ちゃん会、各行事開放、ホール開放、園庭開放など）や発達支援児の小集団保育を保障、食を大切に、旬の食材と野菜をふんだんに使った手作りの給食などにこだわりながら、日々の保育の充実をはかっています。

◆特に評価の高い点

社会福祉法人こぼと会は、吹田市立保育所の良さを最大限引き継ぎながら、みずからの伝統と実績の上に新しい積上げを創り出そうとしています。定年退職する公立の園長をそのまま園長に迎え、法人内の他園から幹部職員を配置し、管理職の団結のもとに職員間のチームワークを作ることに成功しました。栄養士には公立時代の卒園児の保護者、2年目の保育士には公立時代の卒園児本人が就任して、南保育園への深い愛情が感じられました。産・育休の調理職員の代替には保育士が専任で配置され、保育現場と調理室をつなぐ重要な役割を果たしていました。男性保育士が現場に3人配置できていることも、保育内容の多様化、職員集団の活性化につながっています。この受託を機に公立の労働条件に合わせて法人の全保育園の労働時間を短縮し、実働7時間45分に統一したことも特筆できます。第三者評価受審中は、評価項目に照らして不十分と気づいたところからどんどん改善方針が出され、真摯な対応力を示しました。

◆改善を求められる点

1976年に建築された建物のまま民営化されたため、法人の計画的な努力で改修が進められているものの、コンクリートの床の冷たさや外廊下の暗さ、砂埃など、ハード面の問題が多々残されています。掲示方法や収納の工夫で、あたたかさや清潔感を感じられるようにするなど、保育内容の良さにふさわしい環境整備にも心配りが欲しいところです。年次的に行われる改修計画の具体化にあたっては、専門家の助言等を含めた多面的な検討を加え、よりよい改修となることを期待します。公立時代からの地域の信頼を土台に、文字通り地域の子育ての中心となるよう、ネットワークづくりに積極的にとりくむことも望まれます。園内の意志決定の仕組みは整備されていますが、それぞれの会議の機能が十分に果たされ、保育の質向上に組織的に生かされていくには、さらなる積み重ねが必要です。例えば、年齢別の最適な生活時間（食事や睡眠）を踏まえてデイリープログラムを精査すること、記録書類の種類や形式、記録の方法や活用の仕方について合理的に改善していくことなど、職員集団の力に依拠してさらに飛躍することを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・公立保育園から引き継いだ園舎を改善しながら生活を送っている現状ですが、地震・大雨・台風と自然災害も続き修繕が追いつかない状態です。今後の修繕計画は立てていますが、大規模修繕をしていくほうが良いのか、建て替えにするのか、専門家の助言ももらい検討していきます。
- ・掲示板はすぐに改善し、見やすくしていますが、掲示場所が狭いので、他の場所も使いながら掲示していきます。
- ・各部屋の環境整備は、新年度に向けて検討していきます。
- ・2回睡眠から1回睡眠への移行期や、夜型の生活リズムで睡眠が足りない子ども達もいます。子どもにとって最適な生活リズムを学びながら、保護者と連携し生活リズムの改善とそれにあったデイリープログラムを考えていきます。
- ・記録書類については、記録の取り方、書き方など職員に徹底し、どの職員が見てもわかりやすいような書式の検討を行います。クラス会議においても、責任者が議題を決め話し合ったことを記録するようにしていきます。保育の取組の前に、ねらいや注意点、子どもの姿を予測しながら確認作業をしていきます。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	吹田保育園	
運営法人名称	社会福祉法人こばと会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長 岩崎 敏子 園長 河村 由美子	
定員（利用人数）	120名（122人）	
事業所所在地	〒564-0028 吹田市昭和町24-1	
電話番号	06 - 6381 - 1782	
FAX番号	06 - 6155 - 8302	
ホームページアドレス	http://www.kobatokai.jp/suitahoiku/index.html	
電子メールアドレス	suitahoiku@kobatokai.jp	
事業開始年月日	平成31年4月1日	
職員・従業員数※	正規 19名	非正規 22名
専門職員※	保育士(19人)・栄養士(3人)・調理員(2人) 看護師(1人)	
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 保育室(0歳児・1歳児・2歳児・3歳児 4歳児・5歳児) ホール・調理室・職員室・医務室 園庭	

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

<p>①保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う。 ②当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 ③当園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。 ④当園は、園児の属する過程や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援等を行うよう努めるものとする。 ⑤当園は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第103号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--

【施設・事業所の特徴的な取組】

<p>○地域に根ざした保育園として役割を果たしていきます。 ○安心・安全の保育・環境と「ヒヤリハット」「事故報告」を大切に、園全体でリスクマネジメントを行います。 ○保護者会役員会にも参加して保護者が安心して相談や意見が言えるよう丁寧な保護者支援を行う。 ○保育の質の向上のために職員会議を中心に園児や保護者の状況を話し合い全職員で考えしていきます。職員が働き続けていくことで保育のやりがいを実感できるよう、管理職と職員の面談の機会を持つたり、職員同士の交流を大切にします。</p>
--

【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一財)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和2年7月27日～令和3年2月27日
評価決定年月日	令和3年2月27日
評価調査者（役割）	1601C001（運営管理・専門職委員） 1001C036（専門職委員） 0701C019（運営管理委員） () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す態に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401号第11号「『福祉サービス第三者評価事業に関する
指針について』の全部改正について」等より作成

JR吹田駅から線路沿いを徒歩6分程度といった大変利便性のある住宅街に吹田保育園
があります。元吹田市の立の保育園を（社福）こばと会が受託をして2年目になります。
園舎は築50年と古く、園舎の老朽化もあり、建替えの検討を視野に入れています。公立
時代に働いていた職員が引き続きこばと会の職員として採用されたことで子どもや保護者
も公立時代からの継続性についても安心感が繋がっています。当評価機関が実施した保護
者アンケートの自由記述には「幅広い年代の保育士の方にのびのびと保育してもらって
いるのでいいなと思っています。」と公立時代の保育士とこばと会の保育士が共に融合しな
がら保育を創っていることも特徴です。また、吹田保育園がある地域は吹田第三・東地域
は様々な諸団体が子どもを守る運動を古くから実践している地域です。そうした地域の特
徴を生かし、事業計画にも「吹三・東地域を中心とした地域子育て支援の役割（園庭・
ホール開放・赤ちゃん会・育児教室など）担っていきます。」と明記していることは地域
で子育てをしている若い世代にとって安心できる地域づくりへの取り組みを意識的に追及
しています。

◆特に評価の高い点

●こばと会の理念は「一人ひとりの人権が守られ、その幸福を約束する社会福祉事業を行
います。運営を民主的にを行い、利用者や職員の生活を守り、福祉のまちづくりの担い手と
なれることを目的とします。」と謳っています。したがって、経営環境の把握や課題につ
いては、こばと会として組織的かつ計画性をもって中・長期計画に明記しています。その
ため、園長・副園長を中心に検討し、法人の保育管理者会議で情報共有され、解決に向け
た協議を進めています。ヒヤリングでは、職員体制や休暇取得等、意識的な取り組みをし
て職員の働きやすさの背景には安定した経営状況があると考えます。
●公立時の職員を採用したことにより、民営化への引継ぎが安定していることに繋がって
います。こばと会が果たしてきた役割と公立園であったことを融合させ、子ども・保護
者・職員が安心して日々の保育にあたっています。
今後、こばと会の理念にあるよう地域に根差した吹田保育園としての保育をつくって
いくことを期待します。

◆改善を求められる点

評価基準項目で共通した内容について、以下の4点の改善を求めます。
①利用者・職員等への情報共有や周知については、情報が伝わる仕組みづくりや周知状況
の確認、継続的な取組となるよう改善を求めます。
②利用者・職員に対し、利用者満足の向上や職員の意向を把握する仕組みづくりを求めま
す。
また、利用者に対する説明は行っていますが、同意を得るなどの改善を求めます。
③マニュアル等については整備しています。今後は、職員理解につながるような会議や研
修、
定期的な評価・見直しについて、組織的な仕組みを定めていくことを望みます。
④子どもたちにとっての生活面の環境整備についての検討、保育の質の向上につながるよ
うな
職員の集団づくりを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「公立保育園の民営化を受諾して、保育内容、行事など一つ一つ、職員とともに確認し
ながら取り組んでいます。まだまだすべてが十分ではありませんが、今後いろいろなマ
ニュアルの内容の検討や確認、職員研修などの充実を図っていききたいと思ひます。
第三者評価受審の中で、改善点や要望事項については、職員で確認し合い、よりよい保
育、保育環境に向けて検討していききたいと思ひます。
保護者アンケートの結果も踏まえて、保護者との関係づくりも大切にしていきたいと思
ひます。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
〔児童福祉分野（保育所）〕

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	藤白台保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 耕心会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	(園長) 大塚 雅子	
定員（利用人数）	142名（利用人数 138名）	
事業所所在地	〒565-0873 大阪府吹田市藤白台4-8-1	
電話番号	06 - 6831 - 4500	
FAX番号	06 - 6831 - 4528	
ホームページアドレス	http://www.suitakusunoki.com/fujishirodai/	
電子メールアドレス	fujishirodaihoikuen@gmail.com	
事業開始年月日	2019年4月1日（公立民営移管）	
職員・従業員数※	正規 26名	非正規 23名
専門職員※	保育士 : 29名(内、常勤21名) 重複) 幼稚園教諭免許 24名 小学校教諭免許 5名 養護教諭免許 1名 介護福祉士 2名 看護師 : 1名(内、常勤 1名) 管理栄養士 : 2名(内、常勤 1名) 栄養士 : 1名(内、常勤 1名)	
	[設備等] 保育室 8室 (0~1歳児用 各2室、2~5歳児用 各1室) 沐浴室・調乳室・視診室 2室 乳幼児用トイレ 8ヶ所 ホール、調理室、事務所・医務室 更衣室・休憩室、倉庫、園庭ほか	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	一回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】 藤白台保育園は、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえ、子どもの権利条約、児童憲章の理念に基づき、子どもたちが健やかに育ち、保護者が安心して働くことができ、地域の子育て支援ができる施設を目指します。
保育にあたっては、恵まれた自然環境を活かし、地域とのつながりを大切に、子どもたちの健やかな育ちと幸福のために、日々努力します。

【保育方針】 心優しく素直でねばりある子どもを育てます。

- 【保育目標】
- ・心身の健全な発育をめざします。
 - ・仲間と交わる楽しさを体感させます。
 - ・自然に触れる体験を大切にします。
 - ・乳幼児期ならではの生活を大切にします。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ① 近隣に自然豊かな公園を有し、地の利を生かした保育を行っている。季節の花、果実、生物に触れながら感性を育み、また自然道を歩行したり、斜面をよじ登ったりする中で探求心を高め自然の中で仲間と一緒に身体を使って遊ぶことを体感できる保育を行っている。
また、法人の保育方針にある“ねばりある子どもを育てる”というところが大きな特徴であり大事にしているところである。それは遊びを中心とした様々な経験を通して、“おもしろそう、やってみよう”という意欲を引き出し、満足感を重ねていくことで自信を育み、次第に成功体験だけでなく少し難しいことにぶつかる経験から、子ども自ら主体的に考え、試し、粘り強く挑戦していく保育を行っている。
- ② 男性が多いだけでなく、社会人経験を経た保育士、海外で保育経験のある保育士、修士の学位を持つ保育士、元棋界にいた保育士など、様々な経験を積んだ職員、個性豊かな職員を多く有しており、それぞれの職員の個性やスキルを保育に活かすことができる。
また、法人で立ち上げた学会や勉強会を開催し、幼児教育だけでなく、小中大学の教員との意見交流も行き、教育の連続性についても意識して保育を行っている。
- ③ 民営化以前に地域子育て支援拠点となっていたこと、また、近隣に保育や子育て支援を行う施設が少なく、地域の子育て支援ニーズの高い地域であることから、継続して地域子育て支援事業に力を入れている。育児教室、赤ちゃん会、園庭解放、行事開放を行い、あそびや場所の提供を行っている。地域で同年齢の子どもを持つ親がつながりを持てるようにサークル発足の支援や活動場所の提供もを行っている。
また、支援が必要な場合には民生委員・児童委員、福祉委員、地域子育て支援センター、保健センターなどと連携を図り、地域資源を活用しながら支援を行っている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和2年7月17日～令和3年3月5日
評価決定年月日	令和3年3月8日
評価調査者(役割)	1701C029 (運営管理委員) 1401C047 (運営管理・専門職委員)

【総評】

◆評価機関総合コメント

・社会福祉法人 耕心会(法人)を母体とする藤白台保育園(園)は、法人が大阪府吹田市において運営する大小5ヶ所の保育園の一つである。法人は、市の公立保育所の民営化に伴い2019年に園を、翌2020年にさらに1ヶ所の民営化を引き受けている。
・園は、かつて千里ニュータウン開発や大阪万博(日本万国博覧会)が開催された千里丘陵に位置し、最寄駅から徒歩8分の距離にあり、周辺には国立大学をはじめ多くの文教施設、自然豊かな公園や閑静な住宅地などに囲まれた環境に恵まれた立地にある。そのため、園児は比較的広い園庭だけではなく、園の横に広がる自治会の管理地も許可を得て自由に使い、色んな遊びや捕虫網を持って虫取りなどに熱中している。また、周辺にある大小多くの公園が、園児の格好の散歩コースとなっている。

・民営化2年目を迎えた園では、関係者の尽力により職員のチームワークが高まりつつあり、子どもや保護者等との信頼関係も急速に醸成されつつある。園では、第一期5ヶ年計画を策定し、保育理念に基づき子どもが楽しいと思える園づくり、熟練ある職員の確保と育成、築48年の園舎老朽化対策等に一步を踏み出したところである。
・法人は、元々幼児教育や保育についての勉強会が前身となって設立され、理事に多くの学識経験者を迎えており、保育の質を高めるため内外の研修等に力を入れている。また、「保育は人が行う。職員を大切に、その職員が子どもを大切に保育する。そんな園を作りたい。」という理事長の思いが今も脈々と園に伝わっている。

・園の特徴の一つは、近隣との交流が盛んなことで、地域の夏祭り等に職員が園児を引率したり出店するなどで参加したり、地域の高齢者施設や障がい者施設との交流も深めている。また、自治会と協力して、盆踊り大会や市民体育祭、花を植え地域を明るくする活動にも参画している。その他地域の親子相談、赤ちゃんの駅や子ども110番として地域の子どもと家庭の支援を行っており、地域の子育て支援の拠点となっている。

◆特に評価の高い点

・書類の記録やマニュアル類の良さ：
職員会議の議事録をはじめ、苦情の記録と報告や各種委員会の記録等は、それぞれ丁寧かつ的確に、かつ子どもの保育を第一に見据えて記述されているのが、読み手にも良く判る。また「職員のおしり」は、新入職員にとって必須といえる保育関連事項が網羅的に記述されており、プライバシー配慮の項目などは職員の研修テキストとなるくらい完成度の高いものとなっている。

・職員の連携やチームワークの良さ：
施設長（園長）と園長を支える幹部職員（主任・副主任や主事等）の相互連携と保育現場の職員（保育士）のチームワークの良さを感じた。民営化初期にあつては、色々な所から集まった混成の職員が、民営移管中の厳しい目や向こう5年間に亘る公立時代からの制約と民営化を請け負った法人の理念・方針の狭間で苦悩したが、園長のまずは「子どもと保護者の信頼」を得ようとの方針のもと、全職員が発言し尽力した結果、今では保育の現場と事務室の先生方、双方の信頼関係も良好となり、園全体としてもチームワークの良さが出つつあり、保護者等や地域及び関係団体との信頼関係が強化されてきている。

・地域社会との交流と貢献：
子どもの地域との交流のほか、園が引き続き地域の子育て支援事業に注力し、園庭開放や育児教室を積極的に行っている。また、市や各種福祉団体と協働して、子どもと家庭の支援等に協力し貢献している。

・子どもへの姿勢の良さ：
子どもへの姿勢は、身近な大人として丁寧な対応を心掛け、一人ひとりを大切にしようとする確かな方向性があり、子どもを尊重する保育が構築されている。

◆改善を求められる点

・情報公開に向けホームページ（HP）等の積極活用を期待：
園ではHPを開設しているが、内容の充実が急がれる。Web（YouTube）などで動画配信も行っていて保護者にも好評であるが、保護者や保護者以外の人から広くアクセスしやすいようウェブサイトを一元化し、園の存在感を一層高めるよう努力することを望む。

・総合人事制度の早期確立を期待：
法人は、この2年間で2ヶ所の民営化保育園を運営することになり、職員数も3倍に膨らみ、今や総合的な人事制度を早期に立ち上げ、職員のやる気醸成や優秀な職員の確保を目指すことを望む。

・保育用具等の整備：
公立園の遊具等もそのまま引き継いだ形であり、物の多さを感じる。そのために、雑多な環境になっている部分もあり、遊具の整理統合（使えない遊具の撤去等）、おもちゃの適切な配置（どんな場で使い、どう片付けるか？使わないものの放置？）など保育環境の適切な整備を望む。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

民営化を受託してから2年目を迎え、あらためて保育の質や利用者満足の上に向けて、課題を認識するため、第三者評価を受審しました。受審にあたり、職員と意見を出し合い検討する中で、保育の現状を振り返ることとなり、客観的な視点を持つことで、日頃自分たちがやっている業務の意味・意義を再認識し、また今後改善すべき課題を知ることができました。また第三者評価の委員の方からもアドバイスをを受けたり、他園での取り組みなどを教えていただいたりしました。今回、評価いただいた内容を真摯に受け止め、子どもたちがより良い保育園生活を送れるよう、保護者の方に安心して預けていただけるよう、日々努力していきたいと思っております。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

福祉サービス第三者評価結果報告書
〔児童福祉分野（保育所）〕

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	西山田保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 耕心会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 馬込 武志		
定員（利用人数）	120名（121名）		
事業所所在地	〒565-0824 吹田市山田西2-14-1		
電話番号	06 - 6877 - 3536		
FAX番号	06 - 6170 - 6075		
ホームページアドレス	www.suitakusunoki.com/nishiyamada/		
電子メールアドレス	nishiyamadahoikuen2020@gmail.com		
事業開始年月日	令和2年4月1日		
職員・従業員数※	正規 27名	非正規 17名	
専門職員※	社会福祉主事 1名 保育士 25名 幼稚園教諭 19名（重複あり） 看護師 1名 管理栄養士 1名		
施設・設備の概要※	〔設備等〕 保育室 6室（各年齢1室） 視診室 1室 事務所 1室 医務室 1室 調理室 1室 トイレ 4カ所 ホール		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】 西山田保育園は、こどもの権利条約、児童憲章の理念に基づき児童が心身ともに健やかに育ち、保護者が安心して頂けて働く事ができ、また地域の子育て支援がしっかりできる施設を目指します。

【保育方針】 ・心優しく素直でねばりある子どもを育てます

【保育目標】 ・「こころもからだもけんこうな子ども」
・いよくのある子ども
・なかまをたいせつにすることも
・よくあそぶ子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

①園庭が広い（1,1024.47㎡）。必要な園庭の広さ（425.7㎡）の2.5倍もあり、子どもたちがのびのび遊んでいる。

②上記にあるように、本園は広い園庭を有している。その広さを生かして、園児たちは、のびのびと身体を使って遊んでいる。さらに、広いホールを利用してリズム遊びを行なっている。

③正規職員に占める男性保育士の割合が高い（4人/18人 22.2%）。全国的に施設に勤務する保育士に占める男性保育士の割合は4.0%である。その他にも社会人経験を経た保育士など、様々な経験を積んだ職員、個性豊かな職員を多く有しており、それぞれの職員の個性やスキルを保育に活かすことができる。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和3年9月7日～令和4年3月28日
評価決定年月日	令和4年3月28日
評価調査者（役割）	1401C048（運営管理・専門職委員） 1801C018（運営管理委員） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

社会福祉法人耕心会は、大阪府吹田市において2012年3月に創設し、第二種社会福祉事業保育所、地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、小規模保育事業の経営を担っている。

吹田市内に、幼保連携型認定こども園吹田くすのきこども園をはじめ、2ヶ園の小規模園、藤白台保育園、西山田保育園の計5ヶ園を運営し、市の待機児解消、子育て支援に大きく貢献している。

在籍している職員は、産休明けから就学前までの豊かな保育経験を持つ職員、保育士養成大学にて教授歴のある職員、大学院博士課程修了者、栄養士、調理専門職員など、多彩である。保育園は、自然に触れる体験や乳幼児期ならではの生活を大切にしながら、仲間と交わる楽しさの体験や心身の健全な発達等を目指して活動している。

当西山田保育園は、2020年に吹田市立保育園から民間移管した、0歳児から5歳児を預かる定員120名の認可保育園である。“公立園”で大切にされてきたこと、“耕心会”で大事にしていることを合わせ、のびのびと安心して生活できるよう一人ひとりにしっかりと寄り添いながら年齢ごとの成長発達にねらいを合わせた、きめ細やかな保育を行なっている。

ホールや大小の運動場があり、園児たちは存分に身体を使った遊びや、自然との触れ合い、菜園など楽しめる環境で、毎日のびのび過ごしている。

また、7時から19時の延長保育事業、体調不良児対応型病児保育事業、地域子育て事業を展開し、働く保護者への支援や地域の子育てニーズに responding している。

園は、駅から徒歩15分、バス停から5分といった保護者の通勤に便利なおところに立地し、更に園舎は通りから入った体育館の裏にあり、交通量も多くない。周辺には公園もたくさんあり、乳児は、どんぐりや葉っぱを拾うために、園から徒歩で公園に出かけ、幼児は、近くの斜面や小高い山になっている公園や万博記念公園にまで出かけている。

◆特に評価の高い点

・法人の目指す保育理念・保育方針・保育目標と共に①「人権に配慮した保育」②「プライバシーの尊重と保護」③「子どもの人権を守るために」を明記した「耕心会の職員について」（新入職員マニュアル）と共に職員として守るべきルールを定めた保育業務マニュアル「KOKORO」(園の保育、会議、業務、男女平等の保育-男女共同参画社会に向けて)を全職員に配付し、周知と実行を促している。

・歴史ある公立保育所で、大切にされてきた、子どもの気持ちをくみ取り、丁寧に子どもに関わる保育を受け継ぎ、恵まれた環境を利用しての存分の戸外遊び、体幹を鍛えるリス、ム遊びや、ごっこ遊びを継続し、乳幼児期ならではの生活を通じた遊びを発展させている。

・保護者との関係、行事において保護者会の協力があるなど、関係は良好で、保育への信頼も厚い。

◆改善を求められる点

・法人が定めた人事考課シートで園長は年間2回（中間・期末）の職員面談を行い評価を行っているが、十分な人事評価制度までには至っていない。人事評価基準を定め客観的な判断ができる評価システムと併せてキャリアパス制度を定め、職員に周知して実施することを期待する。

・コロナ禍で開催できていない、園庭開放、育児相談、未就園児への取り組み、他施設との交流なども考えられていることを進められ、地域の子育て支援の拡充を図られることを期待する。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・公立園時代の伝統を大切にしながらも、認定保育園にとどまらず、こども園、小規模保育園など5園を運営している社会福祉法人耕心会としてのキャリアを生かして、子育てニーズや子どもたちに即した保育とは何かを絶えず考えながら、理想の保育を追求している。

・保護者との良好な関係を保ちながら、さらなる信頼を得られるよう、誠実に対応していく。

・人材育成については、働く保育士が自分の将来像を描き、人生の目標を持てるようキャリアを見通せる仕組みを考えていきたい。（例えば、キャリアパスに留まらず、自らの夢や希望を語りあうといったことなど）

・新型コロナウイルスによる制限等が一朝一夕に改善されるという可能性が低いことから、アフターコロナを見据えた、地域子育て支援の方法を構築していく必要がある。（例えば、園庭開放や育児教室をオンラインで行なうなど）

・結果を真摯に受け止め、至っていない点を改善することで、さらにより園を目指していく所存です。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

事業者ヒアリング実施状況

	平成30年度移管 (2018年度)	平成31年度移管 (2019年度)		令和2年度移管 (2020年度)	令和5年度移管 (2023年度)
	南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園	岸部保育園
実施年月日	平成31年2月21日 (2019年)	令和2年3月28日 (2020年)	令和2年3月16日 (2020年)	令和3年7月13日 (2021年)	令和5年度 (2023年度) ※実施予定

各園ともに、移管後、約1年後にヒアリングを行いました。

事業者アンケート(ヒアリングシート)

保育園分

1	移管条件について(募集要領に記載された保育所運営に関する条件等)

2	合同保育について(実施期間、職員体制、内容等)

3	引継ぎ保育について(実施期間、職員体制、内容等)

4	保育所建物、備品等の譲渡について

5	民営化前の建物修繕について

6	保護者対応について(三者懇談会も含めて)

7	臨時雇用員(パート・アルバイト職員)の継続雇用について

8	公立保育所の保育内容や行事、費用負担等の運営全般について

9	その他、民営化に関する事項について

10	吹田市の保育行政全般について

平成 28 年(2016 年)5 月
児 童 部 保 育 幼 稚 室

公立保育所民営化に伴うQ&A

これまでの説明会等でいただいた御質問と、それに対する市の考え方等をまとめました。

No.	御 質 問	考 え 方 等
1	「公立保育所の民営化」とは、 どういうことですか。	<p>設置運営主体が市か民間事業者かによって、公立保育所、私立保育所に分けられます。</p> <p>公立保育所の民営化とは、公立保育所の設置運営主体を市から民間事業者へ移管することで、移管後は、私立保育所になります。</p>
2	<p>なぜ、公立保育所を民営化する 必要があるのですか。</p> <p>*市の施設の中で保育所を民営 化する理由</p> <p>*市は財政難ではないのに、民営 化する理由</p>	<p>市は、公立保育所の民営化による市の財政的な負担の軽減と、公立保育所が先導的に果たしてきた役割を総合的に判断し、公立保育所5園の民営化を決定しました。</p> <p>(1) 民営化で財政的負担が軽減する理由</p> <p>公立保育所の運営費は平成 16 年の国の三位一体改革によりそのほとんどが廃止され、*市の負担は増大しています。一方、私立保育所の運営費や建設費には、国府から負担金等が交付されるため、1園当たりの市の負担は公立保育所に比べ低く抑えられています。</p> <p>現在、運営費に充てる市の負担は、公立保育所と私立保育所で約3倍の差が生じており、今後の施設の維持補修も含めると、さらに差は広がります。</p> <p>なお、民営化による市の負担の軽減額は、1園当たり、年間約 8,000 万円と試算しています。</p> <p>(2) 財政的負担の軽減が必要な理由</p> <p>現在、市民ニーズ調査を踏まえた子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年3月策定)の推進に取り組んでいます。</p> <p>同計画は、待機児童を解消するために民間の認可保育所や小規模保育事業を増設するほか、学童保育(留守家庭児童育成室)の6年生までの年限延長等、さらなる子育て施策の充実を年次的に進めようとするもので、その実現に多額の費用(予算)が必要になっています。</p>

※市の負担

この資料では、一般財源を市の負担と表示しています。

一般財源は市税や地方交付税、地方譲与税など使途が特定されていない歳入のことです。

No.	御 質 問	考 え 方 等						
		<p>[1園あたりの運営費に充てる市の負担の比較] (平成26年度決算)</p> <p>市の負担</p> <p>公立保育所 約1億4,500万円</p> <p>約6,500万円</p> <p>約5,000万円</p> <p>約8,000万円削減</p> <p>約1,500万円(看護師や保育士等加配助成)</p>						
3	<p>民間化で生まれた削減効果額(予算)を具体的には何に使うのですか。</p>	<p>例えば、待機児童を解消するための認可保育所の増設や、二丁の高い学童保育の年限延長の実施には、新たに毎年約4億2,000万円が必要になります。</p> <p>① 今後新設する5か所の私立保育所の運営費用 年間約2億6,000万円 (120名定員規模5園の場合)</p> <p>② 学童保育(留守家庭児童育成室)6年生までの年限延長に係る費用 年間約1億6,000万円</p> <p>こうした喫緊の課題をはじめ、様々な子育て支援施策をさらに充実するため、多額の財源を確保する必要があります。 なお、実際にどれくらいの削減効果があったかにつきましては、民間化実施後、改めてお示しする予定です。</p>						
4	<p>民間の保育所は建替えでも国から補助されますか。</p>	<p>国からの補助対象となる場合、建替えには対象額の4分の3が補助されます。補助される金額には上限があります。 例えば保育所の建替え費用と補助対象額がいずれも2億円の場合は以下のとおりです。</p> <p>補助対象額(2億円)</p> <table border="1" data-bbox="766 1624 1396 1736"> <tr> <td>国等の負担額</td> <td>市負担額</td> <td>法人負担額</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>5,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	国等の負担額	市負担額	法人負担額	1億円	5,000万円	5,000万円
国等の負担額	市負担額	法人負担額						
1億円	5,000万円	5,000万円						